

沖縄地区障害学生 支援教職員研修会

報告書

日時 平成28年2月19日

会場 琉球大学

主催 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク (PEPNet-Japan)
沖縄大学

共催 琉球大学
沖縄国際大学
名桜大学



はじめに

2016年2月19日は記念すべき日となった。

基調講演で東俊裕先生が「歴史的転換点だ。」と述べられたように、障害者差別解消法に基づいて、官民挙げての研修会がこの沖縄の地で開かれ、沖縄県内の大学が肩を組んで障がい学生支援に取り組むことを確認したことの意義がまず大きい。

さらに重要な点は、沖縄大学が県内障がい学生支援の端緒となる特色 GP「ノートテイクから広がる大学づくり」に取り組んでちょうど10年目となることである。本県で高等教育における情報保障がここまで当たり前のこととして受け止められることになった背景には、各大学における支援の実践と模索の積み上げがあったことを忘れてはならない。ノートテイクの技術を見よう見まねで学び、口伝えで後輩に伝えてきた学生やその学生を叱咤激励しつつ自らも支援の先頭に立ってきた職員、学内の理解を取り付けてきた教員の奮闘の歴史があった。お互いがその苦難を知るからこそ、他大学での状況を思いはかることが可能となり、県内大学が連帯して障がい学生支援を実践することの重要性が共有出来ているのである。

ここに参加したあるいは今後参画されるであろう各大学の皆様とともに今回の意義を分かち合い、切磋琢磨してお互いの体制づくりに繋げ、県内どこの大学でも、障がい学生がしっかりと学べる場を提供したい。最後となったが、この機会を与えて下さり、盛会に導いて下さった PEPNet-Japan 事務局の皆様にはとりわけ感謝を申し上げたい。

島村聡（沖縄大学人文学部福祉文化学科 准教授）

もくじ

はじめに	1
開催要項	3
プログラム	4
研修会報告	
障害者施策の動向「高等教育段階における障害のある学生支援について」	
* 概要報告	6
* 講演資料	7
基調講演「障害者差別解消法について—合理的配慮とは何か—」	
* 概要報告	2 2
* 講演録	2 3
* 講演資料	3 3
事例報告「聴覚障害学生に対する合理的配慮」	
* 概要報告	3 6
* 講演資料	3 7
事例報告「発達障害学生支援における合理的配慮」	
* 概要報告	4 0
* 講演資料	4 1
活動報告「PEPNet-Japan 平成 27 年度地域ネットワーク形成支援事業 活動報告と今後について」	
* 概要報告	4 8
* 報告資料	4 9
懇親会 概要報告	5 1
参加者の声	5 2
地域ネットワーク形成支援事業について	5 5
おわりに	5 6

開催要項

目的：近年、大学等の高等教育機関においては、障害学生支援の業務を専門に担当する部署を設けたり、支援業務を専任で行う教職員を設置したりするなど、支援体制の構築が広がりつつある。また、障害者差別解消法の施行に向けて、国政でも障害学生支援のあり方について検討が進みつつある。今後、障害学生への支援は、大学全体で取り組むべき課題として位置づけられ、さらに複数の大学が連携・協力しながら取り組みを蓄積していく必要性が増すことと思われる。

こうした状況を受け、日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）では、地域ごとの大学・機関同士の連携を促すため「地域ネットワーク形成支援事業」を実施している。今年度は、沖縄大学を主幹校として、沖縄県内の大学の教職員とともに、障害学生支援体制の底上げと関係者間の連携強化を進めるために活動を進めてきた。本研修会は、沖縄県内の大学関係者が障害者差別解消法に基づく障害学生支援への理解を深めるとともに、支援担当者同士の活発な情報交換及び継続的なネットワーク形成に寄与することを目的として開催するものである。

日時：平成 28 年 2 月 19 日（金）13:00～17:00

会場：国立大学法人 琉球大学（沖縄県中頭郡西原町字千原 1 番地）

対象者：沖縄県内の高等教育機関の教職員
（特に障害学生支援の組織運営及び実務を担当する教職員）
沖縄県内の特別支援教育関係者
全国の高等教育機関の障害学生支援関係者

定員：100名

参加費：無料

主催：日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）
沖縄大学

共催：国立大学法人 琉球大学
沖縄国際大学
名桜大学

プログラム

■開会行事 13:00～13:15

■障害者施策の動向 13:15～13:45

「高等教育段階における障害のある学生支援について」

講師：庄司祐介氏（文部科学省高等教育局学生・留学生課 厚生係・就職指導係長）

■基調講演 13:45～14:45

「障害者差別解消法について—合理的配慮とは何か—」

講師：東俊裕氏（熊本学園大学社会福祉学部 教授・元障害者制度改革担当室 室長）

14:45～15:00 休憩

■事例報告

15:00～15:30

「聴覚障害学生に対する合理的配慮」

講師：白澤麻弓氏（筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター 准教授）

15:30～16:15

「発達障害学生支援における合理的配慮」

講師：工藤陽介氏（明星大学ユニバーサルデザインセンター 臨床心理士）

■質疑応答 16:15～16:35

■報告 16:35～16:50

「PEPNet-Japan 平成27年度地域ネットワーク形成支援事業 活動報告と今後について」

報告：横山正見氏（沖縄大学学生支援課）

■閉会行事 16:50～17:00

■懇親会 17:30～20:00 希望者による懇親会（会費制）を実施

研 修 会 報 告

研修会報告

研 修 会 報 告

障害者施策の動向

「高等教育段階における障害のある学生支援について」

講師：庄司祐介氏（文部科学省高等教育局学生・留学生課 厚生係長）

■概要報告

障害者施策の動向は「高等教育段階における障害のある学生支援について」というタイトルで文部科学省高等教育局学生・留学生課厚生係長の庄司祐介氏によりご講演いただきました。冒頭、平成17年以降の我が国の障害のある学生の在籍者数は著しく増加し続けており、特に病弱・虚弱や発達障害、精神障害のある学生が大きく増加していること、障害学生の修学状況のデータが示された。続いて障害者の権利に関する条約、それに伴う法の改正・制定、そして現在関心の的である国公立大学における「職員対応要領」ならびに私立大学等への「対応指針」、障害のある学生の修学支援に関する検討会等、国内外の障害者施策の動向が紹介された。最後に財政支援ならびに日本学生支援機構による大学等への支援が紹介された。スピーディーに、そして柔軟な対応が大学に期待されていることを実感したご講演でした。

報告者：古川卓（琉球大学 障がい学生支援室副室長）

障害学生の在籍学校数

大学・短期大学・高等専門学校

(平成26年5月1日現在)

学校種別	学校数	障害学生 在籍学校数	障害学生 在籍率(※1)	支援障害学生 在籍学校数	支援障害学生 在籍率	障害学生 支援率(※2)
大学	780	619	79.4 %	545	69.9 %	88.0 %
短期大学	348	160	46.0 %	110	31.6 %	68.8 %
高等専門学校	57	54	94.7 %	45	78.9 %	83.3 %
計	1,185	833	70.3 %	700	59.1 %	84.0 %

学校種別	-	発達障害学生 在籍学校数	発達障害学生 在籍率(※3)	支援発達障害 学生 在籍学校数	支援発達障害 学生 在籍率	発達障害学生 支援率(※4)
大学	-	393	50.4 %	326	41.8 %	83.0 %
短期大学	-	57	16.4 %	35	10.1 %	61.4 %
高等専門学校	-	45	80.0 %	36	63.2 %	78.9 %
計	-	495	41.8 %	397	33.5 %	80.2 %

※1 障害学生在籍率: 障害学生
在籍学校数 ÷ 学校数 × 100(%)

※2 障害学生支援率: 支援障害学生
在籍学校数 ÷ 障害学生
在籍学校数 × 100(%)

※3 発達障害学生
在籍率: 発達障害学生
在籍学校数 ÷ 学校数 × 100(%)

※4 発達障害学生
支援率: 支援発達障害
学生
在籍学校数 ÷ 発達障害
学生
在籍学校数 × 100(%)

(出典: 平成26年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構))

大学における障害学生の在籍者数(内訳)

大学

(平成26年5月1日現在)

区分	学生数	障害学生数	障害学生 在籍率(※1)	支援障害 学生数(※2)	支援障害 学生 在籍率	障害学生 支援率(※3)
学部(通学)	2,552,469	10,546	0.41 %	5,813	0.23 %	55.1 %
学部(通信)	169,543	1,740	1.03 %	718	0.42 %	41.3 %
大学院(通学)	248,126	705	0.28 %	382	0.15 %	54.2 %
大学院(通信)	3,838	42	1.09 %	20	0.52 %	47.6 %
専攻科	1,613	12	0.74 %	10	0.62 %	83.3 %
計	2,975,589	13,045	0.44 %	6,943	0.23 %	53.2 %

区分	-	発達障害 学生数	発達障害学生 在籍率(※4)	支援発達障害 学生数	支援発達障害 学生 在籍率	発達障害学生 支援率(※5)
学部(通学)	-	2,032	0.08 %	1,440	0.06 %	70.9 %
学部(通信)	-	140	0.08 %	93	0.05 %	66.4 %
大学院(通学)	-	107	0.04 %	92	0.04 %	86.0 %
大学院(通信)	-	2	0.05 %	1	0.03 %	50.0 %
専攻科	-	1	0.06 %	1	0.06 %	100.0 %
計	-	2,282	0.08 %	1,627	0.05 %	71.3 %

※1 障害学生
在籍率: 障害学生数 ÷ 学生数 × 100(%)

※2 支援障害
学生: 学校に支援の
申し出があり、かつ、
何らかの支援を行っ
ている者

※3 障害学生
支援率: 支援障害
学生数 ÷ 障害学生
数 × 100(%)

※4 発達障害
学生
在籍率: 発達障害
学生数 ÷ 学生数 × 100(%)

※5 発達障害
学生
支援率: 支援発達
障害
学生数 ÷ 発達障害
学生数 × 100(%)

(出典: 平成26年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構))

主な授業支援の状況(大学数)(発達障害以外)

(なんらかの授業支援を行っていると回答した大学:平成24年 475校、25年 491校、26年 511校中) (各年5月1日現在)

区分	視覚障害			聴覚・言語障害			肢体不自由			病弱・虚弱			重複		
	平成24年	平成25年	平成26年	平成24年	平成25年	平成26年	平成24年	平成25年	平成26年	平成24年	平成25年	平成26年	平成24年	平成25年	平成26年
点訳・墨訳	43	48	49	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7	6	6
教材の拡大	76	84	95	4	3	4	14	11	13	0	2	0	11	10	8
教材のテキスト・データ化	54	59	65	6	4	12	7	8	14	0	0	1	8	9	6
読み上げソフト使用	41	47	49	3	1	2	2	3	1	0	0	0	5	7	4
ノートテイク	16	18	17	149	141	150	34	28	34	0	1	1	13	18	19
手話通訳	1	2	0	56	67	57	0	0	0	0	0	0	3	0	2
教室内座席配慮	66	88	91	108	114	121	187	185	198	27	25	32	33	43	41
実技・実習配慮	53	56	60	68	63	63	153	160	152	51	43	48	23	30	27
試験時間延長・別室受験	70	83	82	10	18	13	110	102	106	10	7	7	30	36	29
解答方法配慮	65	78	73	19	18	16	71	61	72	4	4	5	21	27	21

(出典:平成24～26年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構))

主な授業支援の状況(大学数)(発達障害)

(発達障害学生が1人以上在籍していると回答した大学:平成24年384校、25年405校、26年438校中) (各年5月1日現在)

区分	実施校数			実施率※			
	平成24年	平成25年	平成26年	平成24年	平成25年	平成26年	
授業支援	注意事項等文書伝達	63	72	95	16.4%	17.8%	21.7%
	休憩室の確保	76	60	79	19.8%	14.8%	18.0%
	実技・実習配慮	63	68	69	16.4%	16.8%	15.8%
	教室内座席配慮	51	47	62	13.3%	11.6%	14.2%
	試験時間延長・別室受験	41	44	54	10.7%	10.9%	12.3%
	講義内容録音許可	41	45	54	10.7%	11.1%	12.3%
	チューター又はティーチングアシストの活用	32	39	40	8.3%	9.6%	9.1%
	使用教室配慮	17	19	18	4.4%	4.7%	4.1%
	解答方法配慮	17	27	18	4.4%	6.7%	4.1%
	パソコンの持込使用許可	13	16	17	3.4%	4.0%	3.9%
授業以外の支援	保護者との連携	290	323	346	75.5%	79.8%	79.0%
	学習指導(履修方法、学習方法等)	272	289	318	70.8%	71.4%	72.6%
	専門家(臨床心理士等)による心理療法としてのカウンセリング	264	279	303	68.8%	68.9%	69.2%
	社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)	213	240	265	55.5%	59.3%	60.5%
	進路・就職指導	202	227	233	52.6%	56.0%	53.2%
	発達障害支援センターとの連携	106	117	133	27.6%	28.9%	30.4%
	生活指導(食事、洗濯等)	95	109	103	24.7%	26.9%	23.5%
	出身校との連携	68	76	90	17.7%	18.8%	20.5%
特別支援学校との連携	11	11	14	2.9%	2.7%	3.2%	

※ 発達障害学生が1人以上在籍している学校全体における実施率

(出典:平成24～26年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構))

障害者施策の流れ

- 平成18年12月 国連総会にて「障害者の権利に関する条約」採択
- 平成19年 9月 条約に日本署名(賛同)
- 平成20年 5月 条約発効
- 平成23年 8月 「障害者基本法」の改正
- 平成24年12月 「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)」の取りまとめ
- 平成25年 6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(「障害者差別解消法」)の公布
9月 「第3次障害者基本計画」閣議決定
- 平成26年 1月20日 条約の批准書を国連に寄託 ⇒ 2月19日効力発生
- 平成27年 2月24日 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」閣議決定
10月30日 国立大学協会にて国立大学の「国等職員対応要領」雛形の作成・提供
11月 9日 私立の大学・短期大学・高等専門学校を含む関係事業者への「文部科学省事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の告示
- 平成28年 4月 「障害者差別解消法」の施行

障害者の権利に関する条約、障害者基本法の改正

◆障害者の権利に関する条約

第24条 教育(抜粋)

5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者と平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

※ 第2条 定義(抜粋)

「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

◆障害者基本法の改正 障害者権利条約の理念に沿う、条約の締結に向けた国内法の整備(平成23年8月改正法施行)

(差別の禁止)(抜粋)

第4条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

※ 第2条 定義(抜粋)

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)があるものであつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会生活における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

第3次障害者基本計画

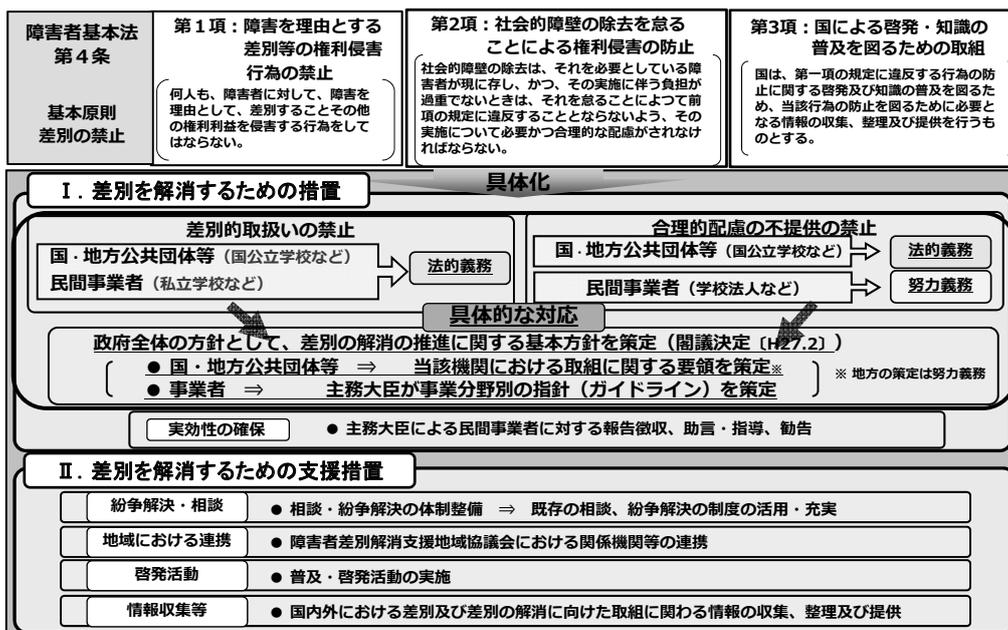
- 障害者基本法に基づき策定される、政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画(平成25年9月27日閣議決定)
- 第3次計画期間:平成25年度から29年度までの概ね5年間

III 分野別施策の基本的方向 3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等

(3) 高等教育における支援の推進

- 大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関する配慮等を促進するとともに、施設のバリアフリー化を推進する。
- 大学入試センター試験において実施されている障害のある受験者の配慮については、障害者一人一人のニーズに応じて、より柔軟な対応に努めるとともに、高等学校及び大学関係者に対し、配慮の取組について、一層の周知を図る。
- 障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進する。
- 入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する各大学等の情報公開を促進する。
- 各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置など、支援体制の整備を促進するとともに、障害のある学生への修学支援に関する先進的な取組を行う大学等を支援し、大学等間や地域の地方公共団体、高校及び特別支援学校等とのネットワーク形成を促進する。
- 障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等の充実を図る。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）①



障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）②				
障害者差別解消法による義務及び努力義務				
	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮	職員対応要領	事業者対応指針
国	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)	所掌する分野について策定義務 (第11条1項)
地方公共団体	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	努力義務 (第10条1項)	— (※)
国立大学法人	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)	— (※)
学校法人	義務 (第8条1項)	努力義務 (第8条2項)	—	対応指針の対象

【基本方針案(抄)】
基本方針に即して、国の行政機関の長及び独立行政法人等においては、当該機関の職員の取組に資するための対応要領を、主務大臣においては、事業者における取組に資するための対応指針を作成することとされている。地方公共団体及び公営企業型以外の地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)については、地方分権の観点から、対応要領の作成は努力義務とされているが、積極的に取り組むことが望まれる。

※ 各機関が対応要領を策定する際、例えば、教育分野に携わる職員の対応に関する内容は、文科省が定める対応指針のうち、教育分野の内容を参照することが想定される。

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

10

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」①
<p>○障害者差別解消法第6条に、「政府は・・・障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針・・・を定めなくてはならない」と規定</p> <p>○内閣府が事務局を務める「障害者政策委員会」(委員長:石川 准 静岡県立大学教授)において、この「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」の策定作業を行い、平成27年2月24日に閣議決定</p> <p>【基本方針に盛り込む事項(法第6条第2項)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向 ・ 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項 ・ 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項 ・ その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項
<p>【スケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ H26. 9～ 障害者政策委員会において、事業者等からヒアリング ◆ H26.10～ 障害者政策委員会において、基本方針について議論 <ul style="list-style-type: none"> → これらヒアリングと議論を踏まえ、基本方針(案)を策定、パブリックコメント(11.26～12.25)を実施 → 結果を障害者政策委員会に報告 ◆ H27.2.24 基本方針の閣議決定
<p>○この基本方針を踏まえ、 文部科学省、国公立大学は当該機関の職員への「国等職員対応要領」を、 文部科学大臣は私立の大学・短期大学・高等専門学校等への「対応指針」を作成</p>

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

11

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」②

第4 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項(抜粋)

1 基本的な考え方

- 事業者については、不当な差別的取扱いの禁止が法的義務とされる一方で、事業における障害者との関係が分野・業種・場面・状況によって様々であり、求められる配慮の内容・程度も多種多様であることから、合理的配慮の提供については、努力義務とされている。このため、各主務大臣は、所掌する分野における対応指針を作成し、事業者は、対応指針を参考として、取組を主体的に進めることが期待される。…
- 同種の事業が行政機関等と事業者の双方で行われる場合は、事業の類似性を踏まえつつ、事業主体の違いも考慮した上での対応に努めることが望ましい。また、公設民営の施設など、行政機関等がその事務・事業の一環として設置・実施し、事業者に運営を委託等している場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

第5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項(抜粋)

4 障害者差別解消支援地域協議会

(1)趣旨

…地域における様々な関係機関が、相談事例等に係る情報の共有・協議を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取組や類似事案の発生防止の取組など、地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークとして、障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができることとされている。…

(2)期待される役割

- 協議会に期待される役割としては、関係機関から提供された相談事例等について、適切な相談窓口を有する機関の紹介、具体的事案の対応例の共有・協議、協議会の構成機関等における調停、斡旋等の様々な取組による紛争解決、複数の機関で紛争解決等に対応することへの後押し等が考えられる。
- なお、都道府県において組織される協議会においては、紛争解決等に向けた取組について、市町村において組織される協議会を補完・支援する役割が期待される。また、関係機関において紛争解決に至った事例、合理的配慮の具体例、相談事案から合理的配慮に係る環境の整備を行うに至った事例などの共有・分析を通じて、構成機関等における業務改善、事案の発生防止のための取組、周知・啓発活動に係る協議等を行うことが期待される。

国立大学における「国等職員対応要領」①

背景

- 「障害者差別解消法」において、国の行政機関の長及び独立行政法人等(国立大学を含む)は当該機関等の職員が適切に対応するために必要な「国等職員対応要領」の策定を義務付けられており、その際にはあらかじめ障害者その他の関係者の意見を反映させるための必要な措置を講じなければならないとされている。
- そのため文部科学省も協力し、国立大学協会において、対応要領の雛形を作成、86国立大学に提供。

記載事項

- ◆ 趣旨
- ◆ 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方
- ◆ 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例
- ◆ 相談体制の整備
- ◆ 職員への研修・啓発

主な対応

【平成27年】

- 2月 2日(月) 国立大学協会「教育・研究委員会」において、障害者差別解消法及び対応要領、その他関連事項について、文部科学省より説明。当該説明を踏まえ、国立大学協会が雛形を作成し、各大学へ提供することを確認
- 3月 5日(木) 国立大学協会「平成26年度第三回通常総会」において、文部科学省から上記のことを説明
- 6月16日(火) 「国立大学法人学長・大学共同利用機関法人機構長等会議」において、文部科学省から上記のことを説明
- 8月25日(火) 国立大学協会にて雛形の作成のためのワーキング・グループ(第1回)を開催
- 9月28日(月) 国立大学協会にて雛形の作成のためのワーキング・グループ(第2回)を開催
- 10月 6日(火) 国立大学協会より作成中の雛形(案)を各国立大学に送付
- 10月16日(金) 国立大学協会にて雛形の作成のためのワーキング・グループ(第3回)を開催
- 10月30日(金) 国立大学協会にて雛形の作成、各国立大学へ提供

【平成28年】

- 3月まで 各国立大学にて対応要領を作成(障害者差別解消法に基づき、法的義務)

国立大学における「国等職員対応要領」②

国大協作成「国等職員対応要領」雛形①(抜粋 i)

(障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方)

- 第3条 この対応要領において、不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として…障害者の権利利益を侵害することをいう。
- 2 前項の正当な理由に相当するか否かについては、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに…具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得よう努めなければならない。
- 3 この対応要領において、合理的配慮とは…必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。
- 4 前項の過重な負担については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得よう努めなければならない。
- 一 教育及び研究、その他本学が行う活動への影響の程度…
 - 二 実現可能性の程度…
 - 三 費用・負担の程度
 - 四 本学の規模、財政・財務状況

(障害を理由とする差別の解消に関する推進体制)

- 第4条 本学における障害を理由とする差別の解消の推進…に関する体制は、以下の各号のとおりとする。
- 一 最高管理責任者 学長をもって充て…本学全体を統括し、総括監督責任者及び監督責任者が適切に障害者差別解消の推進を行うようリーダーシップを発揮するとともに、最終責任を負うものとする
 - 二 総括監督責任者 理事(〇〇担当)をもって充て、最高管理責任者を補佐するとともに、教職員に対する研修・啓発の実施等、本学全体における…必要な措置を講ずるものとする
 - 三 監督責任者 部局長をもって充て…当該部局における監督者を指定し、当該部局における…必要な措置を講ずるものとする
 - 四 監督者 …監督責任者の指定する者をもって充て、監督責任者を補佐するとともに、次次に規定する責務を果たすものとする



国立大学における「国等職員対応要領」③

国大協作成「国等職員対応要領」雛形②(抜粋 ii)

(監督者の責務)

- 第5条 …次の各号に掲げる事項に注意して…不当な差別的取扱いが行われぬよう監督し、また…合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。
- 一 日常の業務を通じた指導等により…監督する教職員の注意を喚起し…認識を深めさせること
 - 二 障害者から…相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること
 - 三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること
- 2 …問題が生じた場合には、監督責任者に報告するとともに、その指示に従い、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(合理的配慮の提供)

- 第7条 教職員は…障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において…社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。
- 2 前項の意思の表明は、言語(手話を含む。)のほか、点字、筆談、身振りサイン等による合図など障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられること及び本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む…意思の表明がない場合であっても、当該障害者がその除去を必要としていることが明白である場合には…合理的配慮を提案するよう努めなければならない。

(相談体制の整備)

- 第8条 障害者及びその家族その他の関係者からの…相談に的確に応じるための相談窓口は、下記のとおりとす。
- (以下、例示)
- 一 障害学生支援室
 - 二 学生相談室
 - 三 保健管理センター
 - 四 所属学部
 - 五 学長が指名する障害のある教職員



国立大学における「国等職員対応要領」④

国大協作成「国等職員対応要領」雛形③(抜粋iii)

(紛争の防止等のための体制の整備)

第9条 障害を理由とする差別(正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等)に関する紛争の防止又は解決を図るための委員会は、下記のとおりとする。

(以下、例示)

- 一 障害学生支援委員会
- 二 人権委員会
- 三 コンプライアンス委員会
- 四 学長が設置する第三者委員会

(教職員への研修・啓発)

第10条 本学は…教職員に対し、次の各号のとおり研修・啓発を行うものとする。

- 一 新たに教職員となった者に…基本的な事項について理解させるための研修
- 二 新たに監督者となった教職員に…求められる責務・役割について理解させるための研修
- 三 その他教職員に…マニュアル等による、意識の啓発

(懲戒処分等)

第11条 教職員が、障害者に対して不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合…就業規則第〇条第〇号に…反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

別紙

→ 第6条及び第7条に定める留意事項として、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例及び合理的配慮に該当しうる配慮の具体例を記載



文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

16

国立大学における「国等職員対応要領」⑤

国大協作成「国等職員対応要領」雛形④(「送付状」記載事項i)

- 本雛形は、各国立大学における対応要領の策定に資するために送付するもの
- 各種資料等も参照の上、各大学の判断により記載内容を検討することを求める
- さらに、検討に当たって留意する事項についても記載

1. 参照資料等について

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)
- (3) 障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)(文部科学省)
- (4) 障害者差別解消法 医療関係事業者向けガイドライン(厚生労働省)
- (5) 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針
- (6) 大学等における障害のある学生への支援・配慮事例(日本学生支援機構)
- (7) 教職員のための障害学生修学支援ガイド(日本学生支援機構)
- (8) その他参考: 全国高等教育障害学生支援協議会ホームページ

2. 教職員対応要領における対象範囲について

- 国立大学法人の教職員対応要領が適用される対象施設については、附属病院、附属学校、附置研究所等の附属施設も含まれ、また対象者については、科目等履修生、聴講生、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等、あるいは附属施設の利用者、シンポジウム等の大学が提供する事業の参加者も含む、大学における教育・研究、その他活動全般において、そこに参加する者すべてとなります。
- したがって、例えば、附属病院については前項(4)、附属学校については前項(5)の資料も御参照の上、教職員対応要領を策定願います。
- なお、国立大学法人が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、法第13条により、「障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)」の定めるところによることとされています。



文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

17

国立大学における「国等職員対応要領」⑥

国大協作成「国等職員対応要領」雛形⑤（「送付状」記載事項Ⅱ）

3. 別紙「留意事項」の事例について

- 留意事項で示している事例は、教職員対応要領の策定にあたり考慮すべきと考えられる一例を掲載したものです。合理的配慮の提供は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものです。
- したがって、合理的配慮の決定過程においては、権利の主体が障害者本人にあることを踏まえ、本人の要望に基づいた調整を行うなど、障害者との建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応することが求められます。また、この過程で過度な干渉やハラスメント等が行われないよう留意しつつ、1. に示した参照資料等も参考にしながら個別に調整を行う必要があります。
- さらに、必要とする合理的配慮の内容は、障害の状態や環境等に応じて変化することもあるため、提供する合理的配慮については、適宜見直しを図ることが重要です。

4. 推進体制の整備について

- 教職員対応要領雛形の第4条では、障害を理由とする差別の解消に関する推進体制として、最高管理責任者、総括監督責任者、監督責任者、監督者という管理・監督体制の例を示していますが、大学の規模や特性等を考慮して、全ての教員、事務職員等が、差別解消に向けて適切に対応できるように体制を整備していただくことが重要です。
- このため、2. の対象範囲に示した、附属施設の長（附属病院長、附属学校長（園長を含む）等）についても、適宜、監督責任者となって教職員を指導する体制整備が考えられます。

私立大学等への「対応指針」①

- 「障害者差別解消法」において、主務大臣は（私立大学等を含む）所管する事業者が適切に対応するための「対応指針」の策定を義務付けられており、その際にはあらかじめ障害者その他の関係者の意見を反映させるための必要な措置を講じなければならないとされている。
- そのため、文部科学省において、所管する事業者のための対応指針の策定にあたり、障害者その他関係者から構成される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の実施に関する調査研究協力者会議」を開催。
- 会議は学識経験者、障害当事者・支援団体、都道府県・市町村、公・私立学校、文化・スポーツの各分野の関係者21名（ほかオブザーバ1名）で構成。

基本方針に示された記載事項

- 趣旨
- 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方
- 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例
- 所管分野事業者における相談体制の整備
- 所管分野事業者における研修・啓発
- 文部科学省所管事業分野に係る相談窓口

「協力者会議」スケジュール

- 6月17日 第1回会議（早稲田大学へのヒアリング等）
- 6月30日 第2回会議（札幌学院大学へのヒアリング等）
- 7月7日 第3回会議
- 7月21日 第4回会議
- 8月19日 パブリックコメント（～9月17日）
- 11月9日 対応指針を告示

「協力者会議」協力者

- 東 重満 : 美晴幼稚園長
- 阿部 謙策 : 葛飾区立梅田小学校長
- 市川 宏伸 : 日本発達障害ネットワーク理事長
- 大日方 邦子 : (株)電通パブリックリレーションズ
シニア・コンサルタント、パラリンピアン
- 笠原 陽子 : 神奈川県教育委員会教育監
- 柏倉 秀克 : 日本福祉大学教授
- 神永 芳子 : 全国心臓病の子どもを守る会会長
- 北住 映二 : 日本重症心身障害福祉協会理事
- 木村 修二 : 武蔵野東小学校長
- 工藤 正一 : 日本盲人会連合情報部長
- (オブザーバー) 藤本 裕人 : (独)国立特別支援教育総合研究所教育支援部 上席総括研究員

- 久保 厚子 : 全国手をつなぐ育成会連合会会長
 - 瀬藤 政昭 : 岐阜県白川町教育長
 - 小中 栄一 : 全日本ろうあ連盟副理事長
 - 小宮 恭子 : 大田区立志茂田小学校長
 - 近藤 武夫 : 東京大学准教授
 - 柘植 雅義 : 筑波大学教授
 - 東條 裕志 : 全国LD親の会理事長
 - 本郷 寛 : 東京藝術大学教授
 - 中澤 恵江 : 横浜訓盲学院学院長
 - ◎宮崎 英憲 : 東洋大学参与
 - 横倉 久 : 東京都立大塚ろう学校長
- ◎主査、○主査代理
【50音順】

私立大学等への「対応指針」②

「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」記載事項(抜粋) ①

<p>○第1 趣旨</p> <p>○第2 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方</p> <p>○第3 関係事業者における相談体制の整備</p> <p>○第4 関係事業者における研修・啓発</p> <p>○第5 文部科学省所管事業分野に係る相談窓口</p>	<p>○別紙1 不当な差別的取扱い、合理的配慮等の具体例</p> <p>○別紙2 分野別の留意点</p> <p style="text-align: center;">学校教育分野</p> <p style="padding-left: 20px;">1 総論</p> <p style="padding-left: 20px;">2 初等中等教育段階</p> <p style="padding-left: 20px;">3 高等教育段階</p> <p style="text-align: center;">スポーツ・文化芸術分野</p>
---	---

第1 趣旨

- 本指針は…関係事業者が適切に対応するために必要な事項を定めたもの…
- …事業者とは、商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)…であり、個人事業者や対価を得ない無報酬の事業を行う者、学校法人、宗教法人、非営利事業を行う社会福祉法人及び特定非営利活動法人を含む
- …学校法人が設置する大学医学部の附属病院や宗教法人が設置する博物館等も本指針の対象…
- …「望ましい」と…は、関係事業者がそれに従わない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する
- …障害者差別解消に向けた取組は…自主的に取組が行われることが期待されるが…法に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合などは、法第12条の規定により、文部科学大臣は…関係事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる…



文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

20

私立大学等への「対応指針」③

「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」記載事項(抜粋) ②

第2 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

- 1 (3)不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は別紙1のとおりである
- 2 (1)合理的配慮の基本的な考え方
 - (カ)同種の事業が行政機関と事業者の双方で行われる場合には、事業の類似性を踏まえつつ、事業主体の違いも考慮した上での対応に努めることが望ましい
 - …文部科学省所管事業分野のうち学校教育分野については…特に留意すべき点を別紙2のとおり示す

第3 関係事業者における相談体制の整備

- …障害者、その家族その他関係者からの相談等に的確に対応するため、既存の一般の利用者等からの相談窓口等の活用や窓口の開設により相談窓口を整備することが重要である
- …相談時の配慮として…障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段や情報提供手段を用意して対応することが望ましい
- …実際の相談事例については…順次蓄積し、以後の合理的配慮の提供等に活用することが望ましい

第4 関係事業者における研修・啓発

- …研修等を通じて、法の趣旨の普及を図るとともに、障害に関する理解の促進を図ることが重要である
- …法の趣旨には、法第1条に規定する法の目的、すなわち、全ての国民が、障害の有無によって分け隔たれることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが含まれる点にも留意する

第5 文部科学省所管事業分野に係る相談窓口



文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

21

私立大学等への「対応指針」④

「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」記載事項(抜粋)③

別紙1 不当な差別的取扱い、合理的配慮等の具体例

- 1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例
- 2 不当な差別的取扱いに当たらない具体例
- 3 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例
 - (1) 物理的環境への配慮や人的支援の配慮の具体例
 - (2) 意思疎通の配慮の具体例
 - (3) ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

別紙2 分野別の留意点

学校教育分野

1 総論

- 障害者基本法においては・・・「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と、また・・・「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」とされている。
- ...国及び地方公共団体は、教育基本法...において「障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」とされている
- ...教育基本法...による義務を負うのは国及び地方公共団体であるが、障害者基本法...及び...法の理念を踏まえ、学校教育を行う事業者においても、これらの有識者会議(注:「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」等)により示された考え方を参考とし、取組を一層推進することが必要である

私立大学等への「対応指針」⑤

「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」記載事項(抜粋)④

3 高等教育段階

- (1) 合理的配慮に関する留意点 ①機会の確保 ②情報公開 ③決定過程 ④教育方法等 ⑤支援体制 ⑥施設・設備
- (2) 合理的配慮の具体例 別紙1のほか・・・日本学生支援機構が作成する・・・「大学等における障害のある学生への支援・配慮事例」や「教職員のための障害学生修学支援ガイド」も参考とすることが効果的
- (3) 相談体制の整備に関する留意点
 - 大学等の学長は・・・リーダーシップを発揮し、大学等全体として・・・支援体制を確保することが重要である
 - ...障害学生の支援を専門に行う担当部署の設置及び適切な人的配置(専門性のある専任教職員、コーディネーター、相談員、手話通訳等の専門技術を有する支援者等)を行うほか、...関係部署・施設との連携を図る
 - ...第三者的視点に立ち調整を行う組織...を学内に設置することが望ましい
 - ...各大学等内の資源のみでは十分な対応が困難な場合があることから、必要に応じ、学外(地方公共団体、NPO、他の大学等、特別支援学校など)の教育資源の活用や障害者関係団体、医療、福祉、労働関係機関等との連携についても検討する
- (4) 学生・教職員の理解促進・意識啓発を図るための配慮

障害のある学生からの・・・相談は・・・担当部署に対して行われるとは限らず・・・日常生活や学習場面において様々な困難が生じることについて、周囲の学生や教職員が理解していることが望ましく、その理解促進・意識啓発を図ることが重要である
- (5) 情報公開
 - 各大学等は、障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を明確に示すことが重要である
 - ...各大学等が明確にすべき受入れ姿勢・方針は、入学試験における障害のある受験者への配慮の内容、大学構内のバリアフリーの状況、入学後の支援内容・支援体制(支援に関する窓口の設置状況、授業や試験等における支援体制、教材の保障等)、受入れ実績(入学者数、在学者数、卒業・修了者数、就職者数等)など、可能な限り具体的に明示することが望ましく、それらの情報をホームページ等に掲載するなど、広く情報を公開することが重要である
 - ホームページ等に掲載する情報は、障害のある者が利用できるように情報アクセシビリティに配慮することが望まれる

障がいのある学生の修学支援に関する検討会①

- 我が国の高等教育段階における障がいのある学生の修学支援の在り方等について検討するため、平成24年6月、高等教育局長決定により「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」（座長：竹田一則 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授）を開催。
- 計9回にわたり検討を行い、(1)大学等における合理的配慮の対象範囲、(2)合理的配慮の考え方、(3)国、大学等及び独立行政法人等の関係機関が取り組むべき①短期的課題、②中・長期的課題などについて、同年12月に第一次まとめとして取りまとめ。

大学等における合理的配慮の対象範囲

- 「学生」の範囲
大学等に入学を希望する者及び在籍する学生
(科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等も含む)
- 「障がいのある学生」の範囲
障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生
- 学生の活動の範囲
授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項を対象
※教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮は、一般的な合理的配慮として本検討の対象外とした。

合理的配慮の考え方

合理的配慮は、大学等が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個別性が高いもの
→大学等において提供すべき合理的配慮の考え方を項目別に整理

主な記載内容

- ①機会確保：障がいを理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保することが重要。また、教育の質を維持することが重要。
- ②情報公開：障がいのある大学進学希望者や学内の障がいのある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すことが重要。
- ③決定過程：権利の主体が学生本人であることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うことが重要。
- ④教育方法等：情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮の考え方を整理。
- ⑤支援体制：大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めることが重要。
- ⑥施設・設備：安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮。

関係機関が取り組むべき課題

短期的課題

- 各大学等における情報公開及び相談窓口の設置
・各大学等は、受入れ姿勢・方針を明確に示し、広く情報を公開することが必要。
・また、相談窓口の統一や支援担当部署の設置が必要。
- 拠点校及び大学間ネットワークの形成
・国は、優れた取組を実施し、近隣地域の大学の支援体制向上に積極的に寄与する大学等を地域における拠点校として整備することが重要。

中・長期的課題

- 関係機関が取り組むべき中・長期的課題について、以下のとおり整理
- ①大学入試の改善、②高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化、③通学上の困難の改善、④教材の確保、⑤通信教育の活用、⑥就職支援等、⑦専門人材の養成、⑧調査研究、情報提供、研修等の充実、⑨財政支援

今後の取扱い・課題

- 全ての学生や教職員への理解促進・意識啓発を行うことで、各大学等の受入れ体制の温度差をなくすことが重要であり、現時点における一つの指針として活用されるよう本報告を取りまとめ。
- 今後、各大学等の状況等を踏まえ、大学等における種々の事例・知見を蓄積しつつ、さらに具体的な検討を進めていくことが必要。
- また、本報告で整理した合理的配慮の考え方についても、他の分野における状況や支援技術の進展等に応じ、見直しを図ることが必要。
- その他、合理的配慮決定において合意されない場合の解決手段、通学等の課題については、引き続き検討。

24

本報告(第一次まとめ)本文は、文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/h_menu/houdou/24/12/132925.htm に掲載

障がいのある学生の修学支援に関する検討会②

構成員

石川 准	静岡県立大学国際関係学部 教授
巖淵 守	DO-IT Japan事務局長
大島 友子	日本マイクロソフト株式会社技術統括室 マネージャー
近藤 武夫	東京大学先端科学技術研究センター 講師
白澤 麻弓	筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター 准教授
鈴木 慶太	株式会社Kaien 代表取締役
高橋 知音	信州大学教育学部 教授
◎竹田 一則	筑波大学大学院人間総合科学研究科 教授
殿岡 翼	全国障害学生支援センター 代表
中野 泰志	慶應義塾大学経済学部 教授
広瀬 洋子	放送大学学園 教授
福永 博俊	長崎大学工学部電気電子工学科 教授
松尾 秀樹	佐世保工業高等専門学校 教授
吉永 崇史	富山大学学生支援センター 特命准教授
渡辺 崇史	日本福祉大学健康科学部 准教授

※五十音順、◎は座長 ※役職は平成24年12月時点の役職



文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

25

障害者差別解消法の施行に向けて ーまとめー

- **障害者差別解消法により、「合理的配慮」の提供が規定**
 - ⇒ 今後、全ての大学等に合理的配慮の提供が求められる。
 - ⇒ 円滑な提供のために対応要領、対応指針の策定が行われているが、それがゴールではない。
 - ⇒ 障害学生を受け入れ、高等教育に求められる水準の教育サービスを提供することが目的。そのための「合理的配慮」。
- **合理的配慮とは、個々の学生のニーズに応じた変更・調整**
 - ⇒ あらかじめ準備している支援メニューを障害種別等で当てはめるのではなく、支援を求める学生と一緒に検討。
 - ⇒ 事例の蓄積と共有を図りながら、個別対応。
- **学生との調整や支援を実施するための全学的な体制整備**
 - ⇒ 相談窓口の統一、専門的な担当部署の設置。
- **高等教育の質を維持しつつ、学ぶ機会を確保**
 - ⇒ 大学等のみの取組ではなく、大学間や地域との連携が重要。
- **理解促進・意識啓発の取組**
 - ⇒ 研修、啓発、情報公開を繰り返すことが重要。

大学等への支援①

財政支援

- 国立大学法人運営費交付金(一般運営費交付金): 平成25年度より、障害者向け情報発信促進等経費として、既に障害のある学生への支援を専門的に担当する部署を設置し、専属の教職員を配置している大学に対する教員経費を計上
- 私立大学等経常費補助金(一般補助): 平成25年度より、障害学生の受入れや修学支援等に積極的に取り組んでいる私立大学等に対して、これまで講じてきた私学助成における加算措置の単価を倍増

日本学生支援機構による支援

- 「全国障害学生支援セミナー」等、障害のある学生の修学支援の充実に資するための教職員を対象とした研修会やワークショップを開催
- 大学等の教職員のための、以下の調査の実施やガイドの作成
 - ・「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」
 - ・「教職員のための障害学生修学支援ガイド」
 - ・「障害のある学生への支援・配慮事例」
- 「障害学生支援ネットワーク」: 障害学生に対する先進的な支援を行っている大学を拠点校(9校※)とし、日本学生支援機構と協力をしてセミナーや他大学からの相談受付を実施

※札幌学院大学、宮城教育大学、筑波大学、富山大学、日本福祉大学、同志社大学、関西学院大学、広島大学、福岡教育大学

基調講演「障害者差別解消法について－合理的配慮とは何か－」

講師：東 俊裕氏（熊本学園大学社会福祉学部教授・元障害者制度改革担当室室長）

■概要報告

障害者差別解消法は、第1章から第6章と附則によってできている。1980年にWHOで定義された障害は、医学モデルであり障害の原因を自分の内部にあるため社会的不利に陥るとしたが、利便性を求めた社会の中で様々な障壁が生じるために障害となる、社会モデルに変遷していった。障害者差別解消法は、この社会モデルに基づいている。権利擁護しながら、合理的配慮を提供することであらゆる社会的障壁を無くし、差別解消を図っていくことで、共生社会の実現に繋がる。

しかし、法律で障害者の権利が守られることに満足してはいけない。今まで以上に、障害当事者が周囲の人に理解や協力を求める行動を起こしたり、制度の見直ししたりとしていくことも求められる。これらは、私たち障害当事者が今後の社会を作る人として、担っていくことなのだと痛感した。

報告者：平良悟子（沖縄大学 学生支援課 障がい学生支援コーディネーター）

■講演録

基調講演「障害者差別解消法について ―合理的配慮とは何か―」

講師：東 俊裕氏（熊本学園大学 教授・元障害者制度改革担当室 室長）

こんにちは。呼んでいただきありがとうございます。さきほどの、文部科学省の庄司さんのお話を聞いて感慨深く感じておりました。私は長く障害者問題に取り組んできましたが、弁護士になりたての頃は、障害の問題はなかなか法的なまな板にのりませんでした。問題は非常に深刻です。日本は、最終的には裁判所で問題を決着するシステムですが、障害問題は、法的に解決しようとしてもなかなかできない状況でした。その理由はやはり権利法がないということ。権利を守るきちんとした法体制がないと、紛争が起こった時、解決する仕組みにのせることができないのです。日本の福祉はレベルで言えば世界的にもそれなりのものはありますが、法的にいうと福祉とは、行政に対し「これができる」という権限を授権する法律はありますが、行政に義務を課したり直接本人に権利を認めるという側面は非常に弱い法制度です。

それでは法廷を使って解決していくのはなかなか難しいので、権利法、特に差別禁止法が必要だと思い、以来ずっと差別禁止法制定の運動を続けて来ましたが、20年くらいかかりましたが、まさか文部科学省が差別禁止について行政説明をするような時代が来るとは、本当に考えたこともありませんでした。時代が変わったなという思いでいっぱいです。

それから、庄司さんお礼を申し上げたいのは、障害者差別解消法の施行に向けて各分野でそれなりの準備が進んでいますが、特に高等教育機関における合理的配慮についての準備は、はっきり形が見えるようなかたちで進んできています。高等教育局のこの動きはすごいなという感じがしております。

実際、今、熊本学園大学という小さな大学で教員をしています。いつだったか学生課長から電話があり、「文部科学省の説明を聞いてきたが、全学的な組織を立ち上げて障害学生支援をやらないといけなくなった。先生の力を借りたい。」と連絡がきました。僕が言う前に事務局のほうから話が上がってきたこと自体、驚きでした。うちの大学は昔から障害学生が多く、バリアフリーはずいぶん前から取り組んでいます。それは学生部のもとでやっていて、学生部は教学に関わることはどうこう言えないので、学生課から教員に頼んでも、理解のない教員は対応せず、どうしようもない状況になっているわけです。これを打破するには全学的なしくみにして、学長以下、縦の系列のもとにやってもらうことが非常に大事だと話し、今あるしくみの権限体制を変えていこうとしています。

今日の講演は1時間なのでかなり端折る形になりますが、障害者差別解消法の大枠を説明し、なぜ合理的配慮をしないと差別なのかという一番基本的な考え方の部分に力点を置いて話したいと思います。

障害者差別解消法は、全部で26条に附則がついている小さな法律です。

皆さんが日頃意識しなくてもお世話になっている民法という法律は1000条くらいありますので、そこからすると本当にかわいい法律です。枠組みとしては、第1章から第6章まであり、一番大事なのは第1～第4章まで、第1章はいわゆる総則が書かれています。

障害者基本法では、差別禁止についての規定はずいぶん前からあります。しかしながらこの基本法は、基本的には理念法です。ですから、基本法を使って裁判で戦おうとしても、裁判所としては、個別具体的な事案を解決するための根拠となる法律として、なかなか援用してくれない現状があります。ですから、障害者差別解消法は基本原則を法的効力を持った法規範として具体化した新規立法ということになります。、ですので、裁判規範として裁判所が使える法律になります。

そのような位置づけのもと、法律の目的は、共生社会の実現にあります。差別禁止部会などの議論では、罰則をどうするかが一つの大きな問題となりました。世界的に言うと差別禁止法には4類型ほどあり、刑事法的なアプローチで差別を禁止している国もあります。しかしながら、罪刑法定主義という刑法上の原則があり、処罰規定として「禁止」を設けると明々白々なものしか対象にならないということと、処罰規定を設けてもほとんど実効性は上がらないということがあります。フランスでも処罰規定があるようですが、ほとんど使われていない。だから、実効性を上げる目的で刑罰を設けるのは、政策的に見てもあまり効果がなく、処罰云々で片付く問題ではないということになるのです。

では、何のためにするのか。それはやはり、障害があっても分け隔てのない社会、共生社会をつくるのが目的なのだということに、大事なポイントを置いています。

次に定義はいろいろありますけれども、基本的には、この法律の登場人物は3人だということを書いてあります。

1人は「差別を受けない障害者」ということになりますが、「障害者」の法律上の定義はさまざまです。福祉法の下での「障害者」とは、障害者全体を意味するというよりも、サービスの対象者として誰を選ぶかという観点から、範囲は狭くなっています。しかし、人権という観点から見ると、あらゆる障害者は等しく平等に人権を保障されなければなりません。そういう観点から、障害の社会モデルからつくられた障害者基本法の規定が、現在のところ一番広い規程となっています。差別解消法ではそれをそのまま持ち込むような形で、手帳を持たなくても障害者ということになっています。自分に障害があるということ認識していないような障害者もいますが、定義では、認識の有無に関わらず、客観的にそういう状況にあるものは「障害者」となっています。ただ、合理的配慮については「求めに応じて」と書いてあります。自己認識を欠く障害者が求めるということはないわけですが、「社会的障壁によって自分はとても大変なのだ、だから、ここを何とかしてくれ」という訴えは、客観的に見ると、合理的配慮を求める意思表示であるという解釈でいいのだらうと思います。その他の登場人物は、簡単にいうと、「お役所」と「民間事業者」となります。

問題は、この中に「社会的障壁」の定義はあるのですが、何をもって「差別」とするかという定義は、実はないということです。定義ができなかった理由はさまざまあります。詳しく話す時間はありませんので省略します。そこで定義がないことを前提に差別解消法

は、まずは基本方針で基本的な考え方を示す、それを各省庁で分野ごとに、国民に禁止される中身と求められる合理的配慮の中身をガイドラインとして示していく、という枠組みになっています。

第2章の基本方針とは、先ほど言いましたように、障害者に対する不当な差別的取扱いとは何なのか、求められる合理的配慮とは何か、という基本的な考え方と、例外について述べています。たとえば、差別的取り扱いの例外事由として「正当な理由」というのがありますが、どういう場合に正当といえるのか、もしくは合理的配慮の例外として「過重な負担」というのがありますが、どういう要素で「過重な負担」かどうかを判断していくのか。そういったことを中心に、いろいろ書いてあります。

一番のポイントは、第3章の差別解消措置です。簡単にいうと、差別解消法上の差別には、不平等な差別的取扱いと合理的配慮の不提供という、2つの類型が差別と規定してあります。先ほど言いましたように、それぞれについて定義規定は設けられておりませんが、行政機関も民間業者も当然、「不平等な差別的取扱い」は禁止されます。

ただ、合理的配慮については、その概念がまだ国民の間に定着してないので、はっきりわからない段階でいきなり義務化にすると混乱を招くという実務的な面もあり、民間はぼちぼちやりましょうということで、努力義務から始めることになりました。

女性差別撤廃条約が批准されたあとにできた男女雇用機会均等法の場合、この差別禁止はどうだったか知っていますか？あの時は、不当な差別的取扱いも努力義務で、女性の不当な差別的取扱いはしないように努めましょう、というところからスタートしたのです。そういう面からいうと、障害者差別解消法のほうは、少なくとも不当な差別的取扱いは禁止というところからスタートしています。男女雇用機会均等法も、議論を経て今はきちんとした効力を持っていますが、時間をかけてソフトローからハードローへ転換してきました。障害者差別解消法での、民間の「努力義務」も、ゆくゆくは見直しの中でハードローに、つまり行政機関と同じように「提供すべき義務」となることを期待しているというか、そうしたいなと当事者側は思っているところです。

ガイドラインとしては、一番上に基本方針があって、行政機関の職員に対しては対応要領、事業者に対しては対応指針という形で、それぞれがつくるということになっています。ただ、雇用分野だけは差別解消法の対象ではありません。障害者雇用促進法の中に新たに差別禁止規定をつくり、それが同じく4月1日から施行されます。民間事業者にとって雇用の分野は継続的な関係にあるので、合理的配慮の提供は義務です。努力義務ではないという点で、働く場とその他の場はレベルが違うという形になっております。

ただ、差別解消法上、合理的配慮の提供は民間事業者については努力義務なのですが、従うか従わないかはまったくの自由裁量かということ、実はそうではなくて、対応指針に定める事項に関しては、主務大臣による報告の徴収、助言、指導、勧告といった行政措置があるとされています。だから、あまりにひどいことをずっと繰り返していると、それに不満を持った人が申し立てをして、行政機関が一定の指導をすることが、あり得るということです。

第4章は差別解消支援措置といわれる内容です。第3章は、「これはしてはならない」と

いった実体的な部分ですが、第4章は、実際に問題が起きた場合にどうするかという部分です。差別禁止部会では裁判前の簡易迅速な解決システムを提案していたのですが、それは取り込まれませんでした。なぜかという、地方分権の関係から、国から一方的に地方自治体に対して、相談ではなかなか解決しない場合には、斡旋や調停をして解決していく仕組みを、作れと命じることが、今は難しい時代なのです。ですので、新たに作れということではなく、地方自治体や国の既存の相談機関が、障害者に対する差別の問題もきちんと受け止めてやっていけるように、みんなで集まって議論ができるような枠組みを作りました。それが「障害者差別解消支援地域協議会」というものです。

これまで障害者に対する差別問題は、どこの相談機関も正面から受け止めて解決する力を持っておらず、たらい回しで終わることもありました。今後はそういうことがないよう、わからないことはみんなで議論して、どうしたらいいか考えなさいということになったわけですね。そして、こうした協議会を法律上認めるということは、自分のところで起きた生の事例をその協議会の場へ上げて議論しても、守秘義務違反にはならない、そうしたお墨付きを法律上与えるということです。

ですので、沖縄もそうですが、差別禁止条例が十数か所でできています。実は沖縄県の条例のほうが差別解消法よりもレベルが高いので、法律と条例の関係がどうかということになりますが、今回の法律の主旨は、この法律よりも上乘せ・横出しの条例も OK であるということが国会審議の中でも議論されていて、基本方針の中でも触れられています。特に、第4章にあるこの救済のしくみに関しては、千葉県から始まった差別禁止条例の流れを受けて、各地方自治体が法律よりきちんとした救済のしくみを持っていますので、それが全国的に広がればいいなと思っています。以上が、法律の基本的な枠組みの話です。

ここから考えていただきたいのは、法律上、合理的配慮をしないことがなぜ差別として位置づけられるのかということです。

例えば、窃盗を犯した少年事件を扱ったことがあるのですが、パン1個、缶ジュース1本を盗むのがなぜ悪いことなのか、皆さんだったらどうやって彼らに説明しますか。「法律の刑法235条で禁止されているからだ」と説明して、それで納得するでしょうか。法律で決められているからこうなのだ、という理解であれば、それは本当にその人にきちんと理解されたとは言えないのです。だからそもそも、なぜ合理的配慮しないことが差別と考えられるのか。そこをきちんと理解してもらいたいと思っています。

少し話が変わりますが、日本には障害者が何人ぐらいいると思いますか？毎年、内閣府は障害者白書を出していて、直近の調査データを元に、障害者の数を出しています。

平成27年度では、はっきり数字を覚えていませんが、787万人程度の数が書かれています。それが障害者の数だとされていますが、実はこれは実態を表しているものとはとても思えない。WHOは、以前は、人口のだいたい10%は障害者だと言っており、その場合、日本では1200万人ぐらいになる。さらに昨今では人口の15%とも言っており、この787万というのは極めて狭い範囲の障害者数になっているのです。聴覚障害者の場合も聴力(dB)で区切っていますが、それ以下の聴力の人には障害がないと言えるのか、と考えると、実

際にはひろい切れていない膨大な人がいるのではないですか。

だから実態として、仮に少なく見積もって障害者数は 1000 万人として、1 家族平均 4 人とすると、障害者とその家族は日本に 4000 万人いることになります。この 4000 万人に一人ひとりアンケートをとるわけにはいきませんが、「障害があろうとなかろうと、私はほかの人と同じように生活をしている」と答えられる人は、おそらく 1 人もいないでしょう。障害の軽重によってそれぞれ背負い込む荷物は違いますが、何かしら、障害があることによって大変な思いをし、背負いきれない荷物を背負い生きているのです。もちろん、苦しんでいるのは別に障害者だけではなく、多くの人がどうしていいかわからない問題を抱え、弁護士事務所にやって来ます。しかし障害者は、そういった一般的な大変さに加えて、障害があることによる大変さというものを抱えています。それを「社会的不利」と言います。

問題は、この社会的不利がなぜ発生するのか。その原因をどう考えるのかがポイントになります。それは突き詰めると、障害をどう考えるかという問題に突き当たるのです。

一番基本的な問題について話すと、障害について初めて定義したのは、WHO だったわけです。1980 年に、ICIDH（国際障害分類）を出します。スライドに、国際障害分類の中で出てくる基本的なキーワードを並べています。「疾病」から始まって、疾病によって「機能障害」が起こり、それによって「能力障害」が起こり、「社会的不利」という形で、矢印でつながっています。当時、WHO としては、病気を治癒することによってその人の生活が変わるといような、そういうものは病気全体の中でそんなに多くはないのだと。だから人の健康を考えると、病気だけの対策では済まない部分があって、それが一つの障害分野だったわけです。病気によってどういう結果が起こるのかを調べ、定義して、必要な対策を打つことが求められた時代でした。「疾病の諸帰結」という難しい言葉で書かれていますが、疾病の諸帰結を定式化するのが、ICIDH の最大の課題でした。これを医学モデルと呼んでいます。機能障害は **impairment**、能力障害は **disability**、社会的不利は **handicap** と言われていますが、これらはそれほど難しい話ではありません。

例えば、僕の場合で説明すると、1953 年生まれですが、1 歳半のときに小児マヒになりました。だから、僕にとっての疾病はポリオ、小児マヒです。小児マヒになると、ポリオのウイルスが僕の運動神経を食い荒らし、運動神経が果たすべき機能に障害が生じます。運動神経は、脳からの指令を末端に伝える役割をするので、簡単に言えばリモコンの電線が切れたような状態。いくら動けといっても、電気信号が末端の筋肉まで伝わらないから動かない。本来あるべき運動神経の機能に障害が生じた、これが **impairment** です。そうすると筋肉が動かないので、日常生活に必要ないろんな能力、例えば歩く、階段を上る、けんかして逃げるとか、そういった能力に障害が発生します。

そうすると、まともに大学を出たところでなかなか就職先が見つからないとか、仲間と一緒にサイクリングに行ったりして楽しい思いをすることができない、また、今はそんなことはないかもしれませんが、「ちんば、ちんば」と言って馬鹿にされるとか。そういった障害のある人しか体験しないような、さまざまな社会的不利益を受けるわけです。これを、「社会的不利」と言います。これらは、こんな用語を知らなくても、普通にみんなが考え

ることです。

僕が小学校の頃、仲間はずれにされて、布団の中で悔しい思いをするわけです。「何で、俺だけが仲間はずれにされるのか」と。仲間はずれにしたクラスメイトに対してはもちろん頭にきますが、子どもの頃も、やはり最終的に出てくるのは、「なんで俺の足は動かないのか」ということでした。自分の内部の問題に社会的不利の原因を見いだすしかないのです。差別の問題もそうですが、社会の問題というものを、障害当事者からめぐり出すという作業はできなかつたのです。結局、自分が悪い、あきらめるしかない、と。

千葉県が差別禁止条例をつくるときに、「差別を受けた事例があったら挙げてください」というアンケートをしましたが、最初は誰も挙げませんでした。何が差別かわからないから挙げようがないのです。それで、「とても悔しい思いや理不尽な思いをしたことありますか」と聞き直したら挙がってきたそうです。つまり、障害というのは基本的には個人の内部、自分の問題だというふうみんな思っているわけです。

ところが、それに対して、国際的な障害者団体は反発しました。果たして本当にそうなのかと。例えば、二階建ての建物に階段がある。僕が二階に上がれないのは階段を上れないから。しかし、そもそも階段が何なのかを考えてください。階段は、人間がつくった一つのしくみです。昔は二階建ての建物はなかったけれども、人工的に高層の建物をつくるようになりました。本来、人間の垂直移動の力は、ほとんどみんな差がないわけです。例えば「1mの壁を乗り越えろ」と言われたら、僕だって体を乗せてどさっと落ちれば、1mくらいならどうにかかります。皆さんだと2mくらいまでいけるとして、僕と皆さんの差は1mくらいしかないわけです。ところが、階段というシステムをつくと、この1mの差は何十段となる。人間の体の能力差はではそんなにたいしたことではないのに、それに社会的なしくみを加えると、ものすごい格差になっていく。そういう社会のしくみ、利便性を与えるいろんな社会的仕組みというものが進展していきます。人間のもともとの能力はそれほどではないので、それを補充し、拡大してきたのが社会の歴史でもあるわけです。

しかしながら、障害のことになると、障害のない人も自分は二階まで飛び上がる能力がないのに、「あなたが上れないのは足が悪いからでしょう、個人の問題でしょう」となる。どうですか。「かわいそうだから助けてあげましょう」と言っても、階段自体が問題だと発想する人はなかなかいないのです。自分たちにとって困ることに対しては、階段であれ何であれ、社会は絶対にお金をつけてつくります。公共の建物を作るときに、予算がないから階段をやめることはないでしょう。マイホームを建てるときに、予算がないとか間取りを広くしたいからといって、階段をつけない家なんてないわけです。ところが、障害者の場合は、「予算に余りがあれば」と、付け足しでしかない。障害者の能力障害や機能障害は、個人の内部的な問題であるわけだから、あなたたちの分まで余計なことはできない、というのが社会の本音なのです。

しかし、今言ったように障害者の存在を前提とせず、一般の人だけを標準にして、利便性を与え、発展してきた社会のしくみ自体が、障害者を排除するのだと、当時の障害者団体が言ったわけです。それが現在の社会モデルの出発点でした。

権利条約では障害について、機能障害がある人と社会的障壁との相互作用によって、社

会的不利が生まれるという考え方を示しています。実はこの社会モデルがなければ、人権を語る基盤などあり得ません。いくら異なる取扱いを受けても、基本的には社会の問題ではなく「あなたの心身の機能や能力に問題があるのでしょうか」という発想であるなら、社会がその人の人権を阻害しているということではない、差別の問題ではないのです。日本国憲法で、「障害」という文字を 14 条の中に入れられなかったのは、当時は医学モデルしかなかったからです。

このように、この社会モデルの考え方がなければ、人権保障というものの基盤がなくなっていく。それほど大事な考え方だと思ってください。これで、この医学モデル、社会モデルの理屈は、だいたいおわかりになると思います。

しかし、やはりこれまで多くの人が、医学モデルで考えてきたため、知識として知っていても発想自体が社会モデルになるのは、なかなか難しいという問題があります。次の例を考えてください。

ある田舎町の中学校の前には大きな道路があって、その道路を横断する学生のために、校門の前に横断歩道があり信号機が付いています。田舎の町なのでその信号機にはまだ音響式の装置が付いていません。その町にも全盲の人がいて、いつも車の流れや人の流れによって発生する音で判断して、横断していました。ある時、雨風が強くてなかなか音が拾えなかったので、その人は片手に白杖をつけて、もう片方に傘をさして、ずっとそこに立っていました。放課後になって学生たちが出てきて、青になったからと自分たちだけ渡って行ったのを、たまたま真面目な中学校の先生が見ていて、これはいかんと後日生徒を集め、「君たちはこの前の雨の日に、信号機を渡るとき白い杖を持った人がずっと立っていたのを覚えているか」と聞きました。「白杖は全盲の人が外出するときに使うのだ、信号機で立っておられたのは、多分、信号を渡りたいと思っていたのだ。君たちは青か赤か判断するのはなんでもないが、視覚障害者にとっては自分の目で判断する能力がない。そういう状況を認識していながらなぜ自分たちだけで渡るのか。一言『渡りますか』と声をかけて、渡ると言われれば一緒に渡るのが当たり前ではないか。」そんなふうに先生が少し言葉を荒げて生徒に言いました。それで生徒が、「先生から言われて、改めてわかりました。視覚障害の人は、自分の目で色を判別することができない。私たちはできるのだから、今度からそういう場面に遭遇したら、一緒に渡ります。」と、生徒が答えました。

こういう授業が仮にあったとして、皆さんはどう思いますか。この授業は、障害特性の理解や人に対する思いやりなどを育む、とても良い授業ではあるのです。しかし、これは人権教育でしょうか。社会モデル、医学モデルの観点から見てどう思いますか。

横断歩道に信号機を設置するという事は、昔からあったわけではありません。車社会になり、それに伴う生命・身体の危険性を除去するため、いわば国民の生命の権利を担保するため、車社会を容認すると同時に国に求められた人権政策の一つでした。日本国憲法の中では「生命の権利」という言葉はありませんが、権利条約ではあります。日本国憲法のもとでも、名文にはありませんが、事柄の性質上当然のものとしてある、一番基本的な

権利なのです。多くの障害のない人たちは、生命の権利を守るために行政が設置した安全システムを、いつでも自由に使えます。ところが、視覚障害があるためにこれを使えないという社会的不利が、そこで発生しています。先ほどの例で先生は、その社会的不利の原因を何で説明しましたか。視覚障害があり、目で判断する能力がない。一般の人よりもそういう面で能力が劣っているからこの信号機を使うことができないのだ、と説明したでしょう。これは、極めて医学モデル的な説明です。そうすると、聞く側の生徒は、その人は能力低下によって困っているのだから助けてあげるという発想はします。しかし人権問題という意識についての説明が、どこに入っていますか？

車から人の命を守るしくみを、社会は誰のために開発してきたのでしょうか。人権政策という場合、人権が一番侵されやすい人から施策を打っていくのが、普通の発想ではないのでしょうか？しかしながら実際には、目が見えて、自分の身を守る力のある人に合うように作って全国に広げ、一番必要としている視覚障害者にはいまだに届いていないというのが現実ではないのでしょうか。そういう人権政策の遅れが、彼をずっと雨の中で立ち止まらせた原因ではないですか。それを、学校の先生はむしろ障害者は能力がないから助けてあげなさいと話した。こうした医学モデルは、障害者に対する見方として、保護すべき無能力の人たちというイメージを与えるのです。しかも、社会が本来なすべき人権政策の問題には、何一つ触れていないのです。

つまり、医学モデルでは社会的障壁というものは見えてこないのです。合理的配慮は、社会的障壁を除去する一つ的手段ですから、社会的障壁が見えていない医学モデルで考えていても、合理的配慮が何なのかはわかりません。社会モデルに立って初めて、その人が困っている原因を社会的障壁という形で見るができるのです。見える世界がまったく違うでしょう。だから、対策も違うわけですね。医学モデルで考えれば、周りの人が助けてあげるか、個別支援をつけるというのが解決策です。これを社会モデルで見れば、音響式にするとか、もっと IT を活用してスマートフォンで信号機の有無や、赤か青かを確認できるしくみをつくるとか。そういうふうに、社会の場をどう変えるかが見えてくるわけですね。そこで初めて、合理的配慮という問題が出てきます。いきなり音響式にすることができないなら、近くの駐在所に電話して、「今から渡るので安全に渡れるようにしてください」と頼めるようにするとか。これが行政の果たすべき合理的配慮の一つになるかもしれません。

合理的配慮って何だろうと頭の中でいくら考えても出てくるものではありません。社会的障壁が何なのか、その場で何に困っているのかがわかれば、それを除去する手段として合理的配慮があるわけですから、考える手段はいろいろ出てきます。法律上、合理的配慮の定義規定はありますが、まず社会モデルに従ってその場で問題となっている社会的障壁を特定する。そのことから合理的配慮は何かということが出てくるわけですね。

聴覚障害も、同じようなことがたくさんあります。例えば、今日は聴覚障害の方が何人かおいですが、僕がマイクをはずしたら後ろの人は聞こえますか？健聴者と言われる方も、10mぐらい離れたらみんな聴覚障害ですね。100m離れたら、「おーい」と言って聞こえますか。だから、聴覚障害と言っても、純粋に音をどれだけ拾えるかというレベルで言

例えば質的に違うものではなくて、グラデーションのようにだんだん聞こえなくなっていく。聴覚障害者と健聴者と言われる人の境界が、はっきりしているわけではないのです。スマトラ沖で地震があった時、多くの人が津波で亡くなりましたが、あの時、ゾウは事前に低周波の波の音をキャッチして、危険を察して逃げたそうです。しかし人間は、聞こえる人も含めて被害に遭いました。聴覚障害を、何 dB 以上聞こえるかという基準に従ってしくみをつくることで、聴覚障害者を排除したり社会的障壁を設けることになっている、ということも見えてきます。

このマイクは、ある意味では、聴覚障害のない人に対する合理的配慮です。しつこいようですが、みんなにとって必要なことは誰も合理的配慮だとは思っていません。しかし、その「当たり前」が障害者にとっては当たり前ではないというところに大きな格差があるのです。障害者もその「当たり前」の状況に持っていきましようというのが合理的配慮のそもそもの考え方です。

障害があるからと言って分け隔てすることに対しては、多くの人が「良くない」と言いますが、合理的配慮を提供しなければならないとなると、なぜ私が、なぜ自分の費用でしなければならないのか、という反応になります。それは、障害のない人たちは、すでに社会から多くの利便性を提供されて、それに依拠して生活していることを棚に上げて、障害者のことになると、なぜ「障害者だけに特別のこと」ということしか目に入っていないのです。社会的障壁というのは、それがあってによってみんなと同じレベルに達していない状態だと考えていただきたいのです。そうすれば、何も特別なものではないという発想に至ります。もし合理的配慮が特別なものであれば、その提供によって、ほかの人よりも上のレベルに立つということになるはずですが。しかし実際は、ほかの人と平等に扱うためのもので、合理的配慮をすることによって初めてスタートラインが一緒になる。そういう性格のものだと思ってください。

社会的障壁には、従来から「物理的障壁」「制度的障壁」「情報文化面での障壁」「心理的障壁」の4つがあるとされていて、皆さんならご存じだと思います。特に視覚障害者、聴覚障害者の場合は、「情報文化面での障壁」が非常にクローズアップされています。

このような障壁がある中で、これを除去するには合理的配慮が必要だということはおわかりになったと思いますが、最後に、これをしないことが差別に位置づけられことになるということをお話したいと思います。

今まで述べてきたように、社会的障壁があれば、障害者個人の力で社会参加することができないので、社会から排除された状況に陥ることになります。だからそこには、合理的配慮を提供する必要があります。そして、その社会的障壁は、障害者個人の責任で発生したものではありません。むしろ、障害者の存在を想定しない形で社会が発展してきたことによってできたものだと見れば、合理的配慮は社会的障壁を除去するための、一つの大きな手段だと言えます。つまり、合理的配慮を提供しないことは、結局、障害者を社会的障壁の中に放置し、ほかの人と同じように参加できる機会を奪うことになるわけです。

例えば、5段くらいの階段のある喫茶店で、入口に「障害者は来ないでください」と書け

ば、直接差別です。そういうことは何も書かず、「誰でもどうぞ」と言っているのに、5 段の階段があるのに何の手助けもしなければ、それは、障害者、特に車いすの障害者は来るなと言っていることと、実質的に同じでしょう。だから、合理的配慮を提供しないことは、「あなたは障害があるからうちの店には入るな」と言うことと、ほとんどイコールなのです。それで、合理的配慮をしないことは差別の類型に位置づけられたということです。

これは、単に支援を提供しないこととは違います。合理的配慮は、思いやりの支援といったようなものとは違います。モラルベースであれば、それをしなくても社会的非難を与えられることはないでしょう。しかし、社会的障壁が存在するのに、それを除去する上で必要な支援をしないことは、直接差別と結果的に同じ状況を生ずるから、合理的配慮を提供しないということは差別であると、法的な非難を受ける対象になるということです。ここをきちんとわかってもらいたいと思います。

差別には、合理的配慮の不提供の他に、直接差別、間接差別、関連差別という類型があります。今日は合理的配慮を中心に話していますが、僕が学生だった時代は、障害者は基本的には普通の大学に入れませんでした。「無理です」と言われる直接差別が横行していましたが、誰も問題視しなかったのです。そう考えると、世の中はずいぶん変わりましたが、決して直接差別自体がなくなっているわけではありません。ですので、直接差別は禁止されます。ただ、問題は、それ以外の差別類型である間接差別や関連差別がどうなるのかです。

間接差別とは、外形的には中立の基準や規則、慣行であっても、それを障害者に当てはめることで、不利益な結果を生ずる場合のことを言います。例えば大学の学食は、ほとんどセルフサービスです。学食には、「障害者立ち入り禁止」などと書いてありません。しかし、セルフサービスということで、店員が運ぶことはできませんと言われたら、僕は、おつゆがいっぱい入っているうどんなどを、どうやって運べますか。車いすで運ぶことは無理です。「うちはセルフサービスで、別に障害者を理由に排除しているわけではない」と言われても、事実上学食の利用から排除されることになります。ですので、間接差別も差別の一類型とされます。しかし、これが、この法律の「不当な差別的取扱い」に入るかどうかは、基本方針を見てもあいまいです。国会の議論では、今後の事例の集積を待つということになっていますが、こういった間接差別の問題も考慮されて、規定に取り入れていただければと思っているところです。

どうもありがとうございました。

■講演資料

障害者差別解消法について

—合理的配慮とは何か—

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
2013年6月19日成立
2016年4月1日施行

第1章 総則(1条から5条)

1 位置づけ	障害者権利条約を踏まえ、障害者基本法の禁止の原則を具体化する新規立法
2 目的	差別の解消の推進に関する基本事項や措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって分け隔てのない共生社会の実現に資すること
3 定義	○障害者 ○社会的障壁 ○行政機関等(国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人) ○事業者
4 責務	○国、地方公共団体の責務 ○国民の責務
5 環境整備	行政機関等、事業者は、必要かつ合理的な配慮を行うための環境の整備に努めなければならない

第2章 基本方針(6条)

1 基本方針	政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針を策定
2 内容	○差別解消推進施策の基本的な方向 ○行政機関等が講ずべき措置に関する基本的な事項 ○事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項 ○その他重要事項
3 手続き	内閣総理大臣が基本方針の案を作り、閣議で決定
4 意見聴取	○障害者その他の関係者の意見 ○障害者政策委員会の意見
5 公表等	○基本方針の公表 ○基本方針の変更の場合は上記を準用

第3章 差別解消措置(7条から13条)

行為主体	差別		基本方針	策定者		策定
	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供		政府	義務	
行政機関等	禁止	提供義務	対応要領	国の行政機関の長 独立行政法人等 地方公共団体の機関 地方独立行政法人	義務 努力義務	義務
事業者	禁止	提供努力義務	対応指針	主務大臣(行政措置)	義務	義務

○対応要領、対応指針は、基本方針に即し、かつ、予め障害者その他の関係者からの意見を反映させるための措置をとることが必要
○対応指針に定める事項に関しては、主務大臣による報告の徴収、助言、指導、勧告の行政措置がある

第4章 差別解消支援措置(14条から20条)

1 体制整備	国及び地方公共団体による相談と紛争の防止等のための体制の整備
2 啓発活動	国及び地方公共団体による啓発活動
3 情報収集	差別とその解消のための取組に対する国による情報の収集、整理、提供
4 障害者差別解消支援地域協議会	国及び地方公共団体の機関で、医療、介護、教育、その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの、その他必要と認められるNPO法人、学識経験者等により構成。情報の交換、相談・差別解消の取組に関する協議、関係機関等による差別解消の取組

第5章 雑則(21条~24条) 第6章 罰則(25条~26条)

附則 施行日は平成28年4月1日。施行3年後、必要な見直し等条例との関係 上乗せ・横出し条例を許容

合理的配慮を提供しないことが なぜ差別として位置づけられるのか

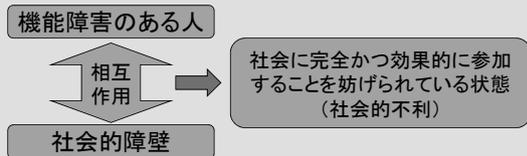
- 障害者が被る社会的不利の存在
たとえば、人権を享有できない状態・社会的排除など
- 社会的不利の発生原因をどう捉えるか
- 障害をどう考えるか

障害についての対立モデル

障害の医学モデル



障害の社会モデル



4つの社会的障壁

障壁の発生原因

◆ 物理的障壁

例えば、交通・建物利用を阻害する構造物・設備

◆ 制度的障壁

例えば、欠格事由、強制入所、分離教育、分断された労働市場

◆ 情報文化面での障壁

例えば、感覚障害に配慮しない種々のメディアによる情報提供

◆ 心理的障壁

例えば、障害についての無知・無理解・偏見など、差別の温床となっている

◆ 必然的存在

障害者は、どの社会にも必然的に存在する

◆ 偏った社会的発展

にもかかわらず、社会の様々な仕組みや社会的構築物が障害者の存在を無視した形で発展

◆ 社会的排除

その結果として、社会が提供する仕組みや構築物を利用できない障害者は社会から排除される

◆ 人々のまなざし

社会参加できないのは障害者の無力さ故に、とする障害観

合理的配慮の位置づけ

◆ 社会的障壁の除去の必要性

社会的障壁を除去しなければ、障害のない人同様に日常生活又は社会生活が困難

◆ 社会が作り出してきた社会的障壁

障害者の社会参加を拒む社会的障壁は、社会が作り出してきたもので、障害者が作ったものではない。社会的障壁を除去する責任は、社会の側にある。

◆ 合理的配慮は社会的障壁の除去の大きな手段

社会的障壁の除去に必要な手段(合理的配慮)を提供しないことは、障害者を社会的に排除するものである。

◆ 合理的配慮の不提供は差別

世界で見られる差別の類型

直接差別	障害を理由とする区別、排除、制限等の異なる取扱い
間接差別	外形的には中立の基準、規則、慣行を当てはめることで、障害者に他の者より不利益な結果を生ぜしめること
関連差別	障害に関連する事由を理由とする区別、排除又は制限等の異なる取扱い

合理的配慮の不提供

障害者の求めに応じて障害者が障害のない者と同様に、人権を行使し、又は機会や待遇を享受するために、必要かつ適切な現状の変更や調整を行わないこと

(簡単に言えば、他の人と同様に社会参加する上でこれを阻害する社会的障壁を除去する手段を講じないこと)

* 障害は多様であり、問題となる状況も様々であるので、社会的障壁を特定して、それを除去するための手段を検討する。

不当な差別的取扱いが許容される例外

■ 正当な理由の判断の視点

取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。

■ 正当な理由の判断の要素

個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等)及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

合理的配慮の不提供が許容される例外

■ 過重な負担の基本的な考え方

個別の事案ごとに

事務・事業への影響の程度(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)

実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)

費用・負担の程度

事務・事業規模

財政・財務状況

の要素等を考慮し具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する

教育の機会と障害者差別

■検討を要する場面 ■検討を要する障害特性

- | | |
|--------|-----------------|
| ・受験と卒業 | ・身体(肢体・視覚・聴覚)障害 |
| ・通学 | ・知的障害・精神障害・発達障害 |
| ・学内移動 | ・その他の障害 |
| ・学内介助 | *手帳所持は要件ではない |

- ・学内設備
- ・授業
- ・実習
- ・試験
- ・学生生活
- ・就職支援

■大学における教育目的と評価

合理的配慮は、機会の均等(教育の分野においては、いかに学ぶ機会を実質的に均等なものにするか)を担保するものではなく、あっても結果の平等まで求めるものではない。

教育における差別のガイドライン

私立の教育機関 ← 文科省が策定する対応指針(対事業体)
 公立の教育機関 ← それぞれが策定する対応要領(対職員)

■文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針における具体例(別紙1)

- 1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例
- 2 不当な差別的取扱いに当たらない具体例 (?)
- 3 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例
 - (1) 物理的環境への配慮や人的支援の配慮の具体例
 - ① 主として物理的環境への配慮に関するもの
 - ② 主として人的支援の配慮に関するもの
 - (2) 意思疎通の配慮の具体例
 - (3) ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

「聴覚障害学生に対する合理的配慮」

講師：白澤麻弓氏（筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター）

■概要報告

PEPNet-Japan 事務局長である白澤氏が「聴覚障害学生に対する合理的配慮」をテーマに講演を行った。まず聴覚障害について、次に大学全体での支援体制について具体的に紹介した。聴覚障害学生は、情報保障がない状況では今この場でどれほどの情報が溢れているのか判断することが難しく、自身で得た情報が十分な情報と思い、情報の漏れに気づきにくい。それが周囲への勘違いを膨らませる要因だという。一人ひとりに合った合理的配慮を実現するためには、学生に様々な情報保障の手段があることを目の前で実施することを提案した。大学組織全体で、今後とも県内大学、各機関との連携はもちろん、社会資源の情報収集が求められてくるであろう。

知念美香（沖縄国際大学 障がい学生支援コーディネーター）

■ 講演資料

筑波技術大学

For Students who are Deaf or Hard of Hearing

聴覚障害学生に対する合理的配慮

筑波技術大学
白澤麻弓

1

筑波技術大学

話の流れ

- ① 聴覚障害とは？
 - ・ 障害の理解
 - ・ 心理的理解
- ② 大学生活に必要な合理的配慮



2

筑波技術大学

聴覚障害とは？

- 障害の理解
- 心理的理解

①

3

筑波技術大学

聴覚障害とは？

デシベル	音の大きさ	聴力の程度
0dB		
10dB		
20dB		
30dB	ささやき声	軽度
40dB	静かな会話	中等度
50dB		
60dB	普通の話し声	重度
70dB		
80dB	大きな声の会話	障害者手帳 6級
90dB		
100dB	耳元での叫び声	障害者手帳 4級 3級 2級

潜在的ニーズを有する学生

支援を求めてきている学生

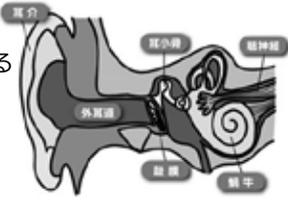
4

筑波技術大学

聴覚障害の種類

伝音性難聴
音が小さく聞こえる

感音性難聴
音がゆがんだり
ひずんだりする



たけしたさん！ → たけしたさん！ → あれはいかん？

5

筑波技術大学

大学生活上の困難

授業の内容がわからない
友達との会話に入れない
討議についていけない
ちょっとした情報が耳に入らない
状況に合わせた行動が取れない
非常時の情報が得られない

自分でこの状況に気づけない



6

聴覚障害理解の難しさ

たとえ情報が漏れていてもそれが本人にとっての100% 支援を受けなければ自分の抱えている困難に気づけない

7

聴覚障害故に起こりがちな問題

「わからない」ことに気づけない
「わかったつもり」になってしまう

「もっとこうしてほしい」と言えない
与えられたものだけで満足してしまう

場の空気が読めない
わがままな行動に見えてしまう

嘘つき
消極的
自分勝手
無鉄砲

8

日本語力の難しさ

助詞や日本語の用法を間違える
頼み方が失礼・ぶっきらぼうで直接的
言葉の概念がずれる
話が論理的に繋がらない

非常識
能力不足

実際の能力以上に評価が下がりがち

9

聴覚障害学生に対する合理的配慮

2

10

基本的な合理的配慮の内容

いずれの手段も・・・
「これさえあれば大丈夫」
ではない！

(Phonak製品紹介サイトより)

11

教員による合理的配慮

聴覚障害学生・支援学生への声かけ
伝わっている情報量の把握
重要事項の補足

「ノートを見せてもらえますか？」

12

琉球技術大学

重要事項の補足

追加資料の作成
参考文献の紹介
補足説明/個別指導

ゆっくりはっきり話す
板書を増やす

迷ったら…実際に見せて選んでもらう



13

琉球技術大学

気になる行動への対応

厳しい指導！

わからないことをはっきりと伝えられる
自ら主体的に周囲に働きかけられる
大学で得た知識を元に自ら学習していける



14

琉球技術大学

まとめ

- 1 聴覚障害とは？
 - ・ 障害の理解
 - ・ 心理的理解
- 2 大学生活に必要な合理的配慮



15

「発達障害学生支援における合理的配慮」

講師：工藤陽介氏（明星大学ユニバーサルデザインセンター 臨床心理士）

■概要報告

明星大学の工藤氏は、まず発達障害の動向として特に高機能自閉症の増加が図抜けて多い点をあげ、彼らのつまずきについて特性の事例をまじえて提示があり、理解の重要性が報告された。対応のポイントとして、「外見から障がいを持っていることがわかりにくい」ため、「本人の行動を理解しながら対応する」ことなどのほか、発達障害学生は特性などが多様であり個別性が高いので、例えばグループワークで「話す順序を決める」とスムーズになり、「ルールを決める」ことがポイントであるなど臨床に即した報告が行われた。

本学学生の困りごとは、履修登録、講義形式の授業、演習形式の授業、試験等が主である。合理的配慮申請書はセメスタ毎に実施し、困りごとの確認を通して対象学生自身の理解につなげている。本学における合理的配慮と支援に関して、現状としては課題山積であり、教職員の発達障害学生への理解を深めるため今後SD・FD研修会を充実させ、全学的な障害学生支援体制を整えていきたい。

報告者：前川美紀子（名桜大学 保健センター長）

■講演資料

沖縄地区障害学生支援教職員研修会
平成28年2月19日(金)

発達障害学生支援における 合理的配慮

明星大学 ユニバーサルデザインセンター
臨床心理士 工藤陽介

1

本日の内容

- 高等教育機関における障害学生の現状
- 発達障害学生のみずきを理解する
- 発達障害学生への合理的配慮

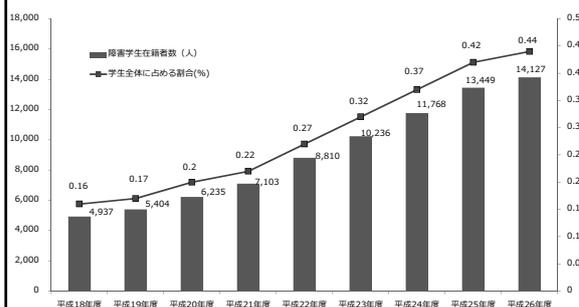
2

本日の内容

- 高等教育機関における障害学生の現状
- 発達障害学生のみずきを理解する
- 発達障害学生への合理的配慮

3

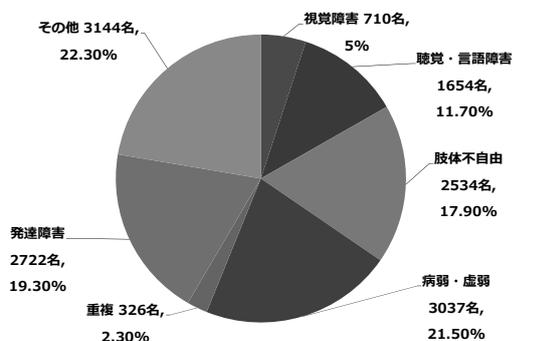
高等教育機関における障害学生の増加



出典：独立行政法人 日本学生支援機構「大学・短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の
修学支援に関する実態調査結果報告書」

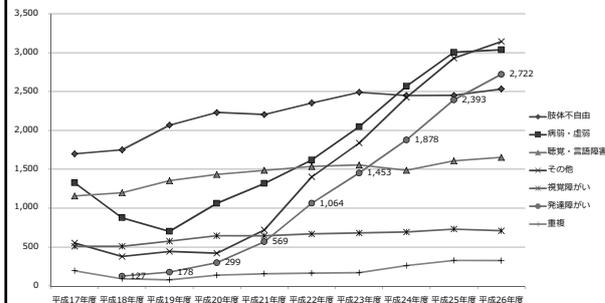
4

平成26年度障害学生の内訳



出典：独立行政法人 日本学生支援機構「大学・短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の
修学支援に関する実態調査結果報告書」

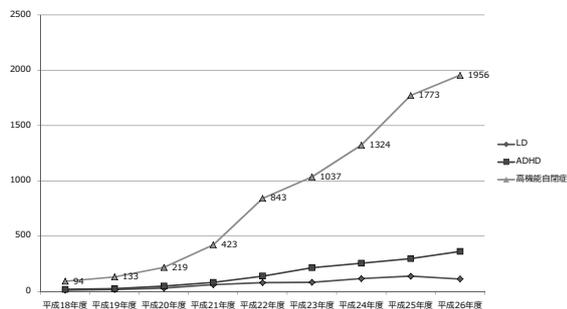
障害学生の推移



出典：独立行政法人 日本学生支援機構「大学・短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の
修学支援に関する実態調査結果報告書」

6

発達障害学生の内訳と推移



出典：独立行政法人 日本学生支援機構「大学・短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」

本日の内容

- 高等教育機関における障害学生の現状
- 発達障害学生のお悩みを理解する
- 発達障害学生への合理的配慮

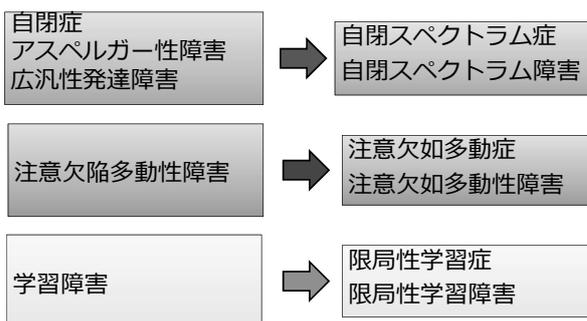
8

発達障害を理解する

- 発達障害とは「自閉症、アスペルガー障害、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」(発達障害者支援法 第二条1項)
- 何らかの要因による脳機能の発達にアンバランスがあり、コミュニケーション・社会性・学習・注意力などの能力に偏りが生じ、生活に困難をきたす状態。
- 生まれつきであり、根本的な特性はあまり変化がない
- 家庭での養育、あるいは学校などの社会的環境の問題から起きるものではない
- 薬物療法によって一部の症状が改善する場合もあるが、医学的にその根本障害を変える治療法はない
- 症状や状態像は不変的でなく、経年的・環境的な変化により変わる場合がある

教職員のための障害学生支援ガイド(平成26年度改訂版)

発達障害の主なもの



10

こんな学生いませんか？

窓口にて

挨拶せずに急に話し出す。
敬語と普段の言葉が両方混ざっている
独特な表現の話し方をする(慣用語、四字熟語、丁寧すぎるなど)
声のボリュームを調整することが難しい
表情の変化がない、距離が近い
ルールを厳守している

授業にて

いつも1人で1番前に座って熱心にノートを取っている
質問があると脈絡なく急に質問をする
自分の都合ばかりを優先して話をする
一人言が多い
グループで行う演習や実験を1人で作業をしている
ゼミで孤立している
レポート、リアクションペーパー、卒論で文章をまとめることが苦手

➡ もしかしたら自閉スペクトラム症/障害かも。

11

自閉スペクトラム症/障害 (Autism Spectrum Disorder、以下ASD)

- ①社会的コミュニケーションおよび相互関係における持続的障害
- ②限定された反復する様式の行動、興味、活動
- ③症状は発達早期の段階で必ず出現するが、後になって明らかになるものもある
- ④症状は社会や職業その他の重要な機能に重大な障害を引き起こしている。

12

自閉スペクトラム症/障害 (Autism Spectrum Disorder、以下ASD)

- ①対人的なコミュニケーションの難しさ
- ②場面に合わせた柔軟な対応が難しい
特定のものへの興味や行動が強い
感覚の敏感さ・鈍感さ
- ③明らかになるのは幼少期に限らない
- ④日常生活への影響がある

13

自閉スペクトラム症/障害 (Autism Spectrum Disorder、以下ASD)

- ・集団行動が苦手である
- ・その場にふさわしくない行動や言動
- ・急な変更が苦手なパニックになる
- ・不器用である
- ・字義通りに受け取り誤解しやすい(雑談)
- ・理屈っぽい、好きなことを一方的に話す
- ・話しかけても視線が合いにくい
- ・抽象的なことを理解することが苦手 など

14

ASDの持つ困難さと対応例

困難さ	対応例
・指示語で指示をされると実験手順や課題が理解できない	○実験手順を視覚化、もしくは紙面化
・授業中に急に指名されるとパニックになってしまう	○席順で指名する、次週指名することを伝えるなど見通しを持たせる方法を検討
・体温調節が難しく教室内にいるとのぼせてしまうことがある	○リフレッシュするために一時退席を認めてもらう
・実験中に困った時にどうしたら良いのかわからない	○実験中にはTA/SAがいるため、困っている様子を見かけたら声をかけてもらうようにする

15

こんな学生いませんか？

窓口にて

勢いよく窓口に来る/走り去る
話し出すと時間関係なくずっと話している
落とし物で何回も窓口へ来る(持ち物、提出書類、学生証など)
カウンターで話しているときよろきよと落ち着かない
約束の時間に遅れる
何度も同じことを伝えているのに覚えることが難しい

授業にて

遅刻や忘れ物が多い
レポートの提出期限が守れない
字が乱雑
実験器具や文房具を乱暴に扱う
発表時間をオーバーしてしまう
レポートや提出課題が折れ曲がっている

もしかしら注意欠如多動症/障害かも。

16

注意欠如多動症/障害

(Attention Deficit Hyperactivity Disorder 以下、ADHD)

- ①不注意症状が6つ以上あり、6か月以上にわたり持続している。
(その程度は発達段階に釣り合わない程度のものであり、社会的および学業/仕事上の活動に直接的に影響を与えるほどのものである。)
- ②多動性/衝動性の症状が6つ以上あり、6か月にわたって持続している。
(その程度は発達段階に釣り合わない程度のものであり、社会的および学業/仕事上の活動に直接的に影響を与えるほどのものである。)
- ③不注意、多動性/衝動性の症状のいくつかは2つ以上の環境(家庭、学校など)で存在している
- ④症状が社会・学業・職業機能を損ねている明らかな証拠がある
- ⑤統合失調症やほかの精神障害の経過で生じたのではなく、それらで説明することもできない

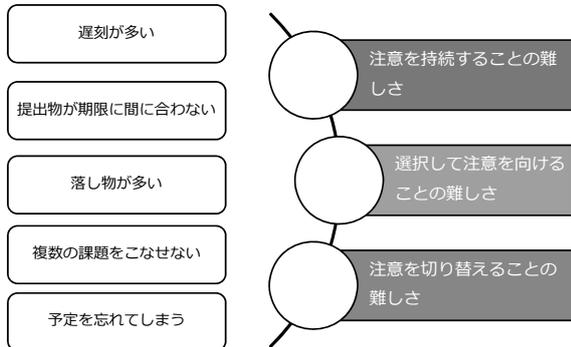
17

不注意の症状

- ・細やかな注意ができず、ケアレスミスをしやすい。
- ・注意を持続することが困難
- ・上の空や注意散漫で、話をきちんと聞けないように見える
- ・指示に従えず、宿題などの課題が果たせない
- ・課題や活動を整理することができない
- ・精神的努力の持続が必要な課題を嫌う
- ・外部からの刺激で注意散漫となりやすい
- ・日々の活動を忘れがちである

18

不注意とは



19

多動性/衝動性の症状

- ・着席中に、手足をもじもじしたり、そわそわした動きをする
- ・着席が期待されている場面で離席する
- ・不適切な状況で走り回ったりよじ登ったりする
- ・静かに遊んだり余暇を過ごすことができない
- ・衝動に駆られて突き動かされるような感じがして、じっとしていることができない
- ・しゃべりすぎる
- ・質問が終わる前にうっかり答え始める
- ・順番待ちが苦手である
- ・他の人の邪魔をしたり、割り込んだりする

20

ADHDの困難さと対応例

困難さ	対応例
・周囲で動きがあると授業に集中できない (注意の転導性)	○座席位置を1番前の真ん中にし、授業以外の刺激を少なくする
・授業中にじっと座っていることが難しい (多動性)	○退室しリフレッシュするために一時退席の許可
・課題の提出様式や課題期限を聞き逃してしまうことがある (不注意)	○課題の提出様式、期限をプリントにして配布してもらう
・雑音や特定の音が気になって授業に集中できない (不注意)	○座席位置、教室変更を検討

21

こんな学生いませんか？

窓口にて

注意事項を読むのに時間がかかる
提出書類をその場で書くことに時間がかかる
字形が乱れている
○%や○割等が理解出来ない(奨学金、出欠、学友会に関する事など)

授業にて

授業内にレポートやリアクションペーパーが終わらない
字形が乱れている
手書きとパソコンで書く文量が異なる
実験や実習の記録が遅く毎回グループで残っている

➡ もしかしたら限局性学習症/障害かも。

22

限局性学習症/障害 (Specific Learning Disorder 以下、SLD)

- ・学習や学業の技能の使用に困難があり、その困難を対象とした介入が提供されているにもかかわらず、以下の症状の少なくとも1つが存在し、少なくとも6ヶ月間持続していることで明らかになる

- (1)不的確または速度が遅く、努力を要する読字
(例:単語を間違えてまたゆっくりとためらいがちに音読する、しばしば言葉当てずっぽうに言う、言葉を発音することの困難さをもつ)
- (2)読んでいるものの意味を理解することの困難さ
(例:文章を正確に読む場合があるが、読んでいるもののつながり、関係、意味するもの、またはより深い意味を理解していないかもしれない)
- (3)綴字の困難さ
(例:母音や死因を付け加えたり、入れ忘れたり、置き換えたりするかもしれない)
- (4)書字表出の困難さ
(例:文章の中で複数の文法または句読点の間違いをする、段落のまとめ方が下手、思考の書字表出に明確さが無い)
- (5)数字の概念、数値、または計算を習得することの困難さ(例:数字、その大小、および関係の理解に乏しい、1桁の足し算を行うのに同級生がやるように数字的事実を思い浮かべるのではなく指を折って数える、算術計算の途中で迷ってしまい方法を変更するかもしれない)
- (6)数学的推論の困難さ(例:定量的問題を解くために、数学的概念、数学的事実、または数学的方法を適用することが非常に困難である)

23

限局性学習症/障害 (Specific Learning Disorder 以下、SLD)



- 同年代よりも極端にできない、遅く、日常生活や社会生活に影響がある
- 知的障害、精神疾患での一時的なもの、視力、聴力などの他のことで説明することが難しい

24

SLDの困難さと対応例

困難さ	対応例
・書字が遅く、講義内容をノートに書き写すことができない	○タブレットやノートパソコンでノートを取ることを許可。 レポート時のパソコン利用、リアクションペーパーのメール化。 試験の口述化。
・配布されたプリントを読むことに時間がかかる、読むことが出来ない	○講義内容の録音許可
・5分や10分といった時間間隔がわからない	○時間の視覚化

25

状況依存性

ASD

- ・場が構造的であるかどうか

ADHD

- ・刺激量

SLD

- ・学習の仕方

26

発達障害のポイント

- ・身体障害と異なり外見からすぐに障害を持っているということがわかりにくい
- ・どこからが障害でどこからが本人の個性か判断がつきにくい
- ・本人は障害を持っているために周りが変わる必要がある
- ・本人の行動は「正しい行動を知らない」、「間違った行動の獲得をしている」ことを理解しながら対応する必要がある

27

本日の内容

- ・高等教育機関における障害学生の現状
- ・発達障害学生のつまずきを理解する
- ・発達障害学生への合理的配慮

28

大学で予想される困難

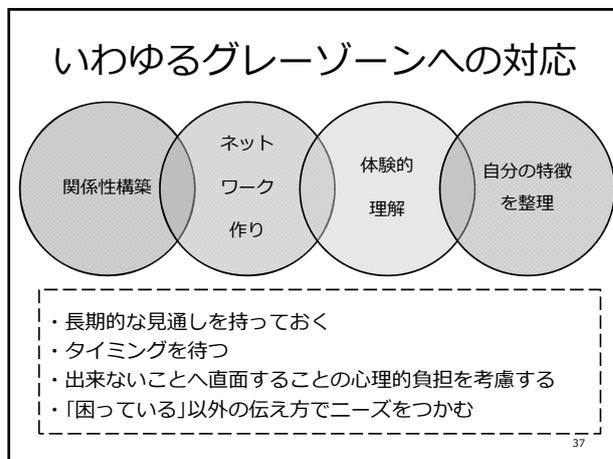
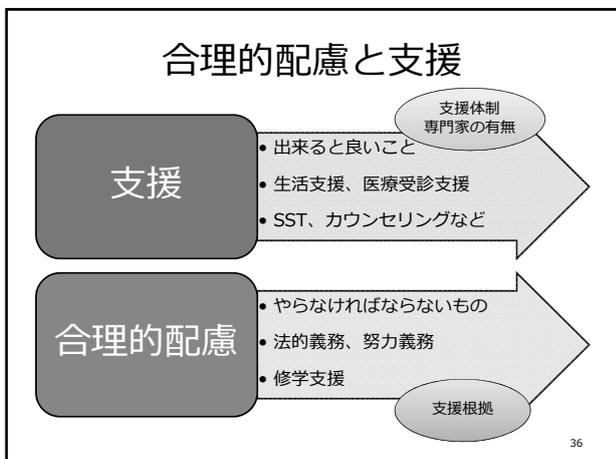
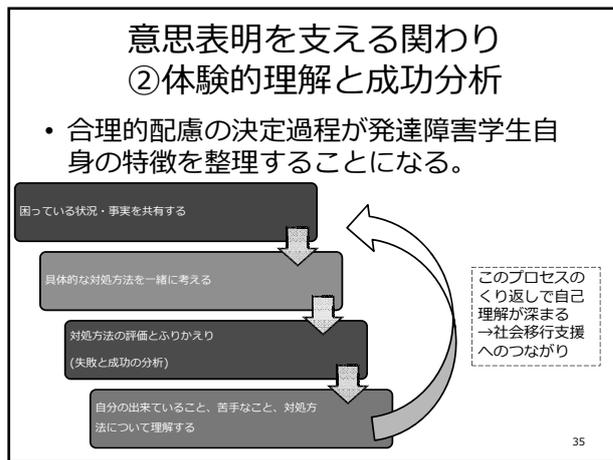
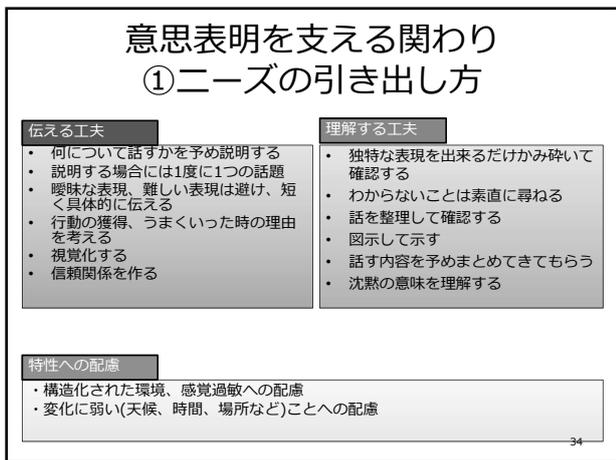
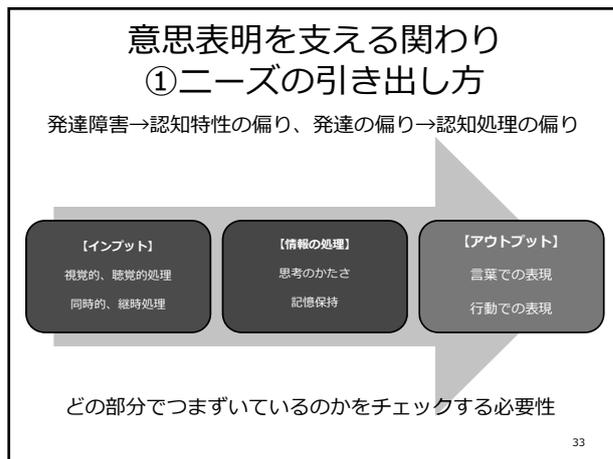
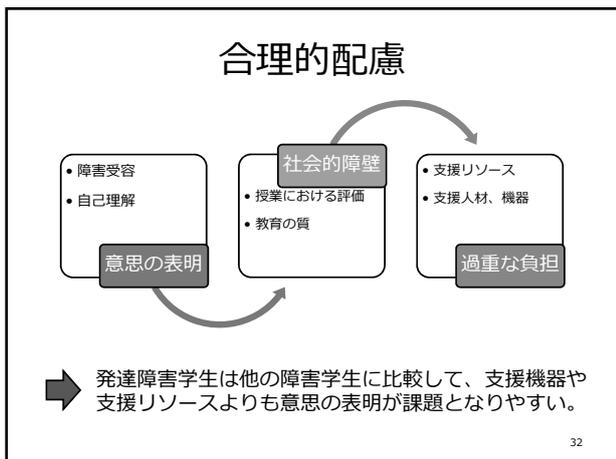
- ・履修登録
- ・講義形式の授業
- ・演習形式の授業
- ・実験形式の授業
- ・試験
- ・相談方法

29

発達障害学生への合理的配慮



31



就労支援

自分を理解する
大学経験から自分を整理する
働いた経験から自分を整理する

社会を理解する
企業見学
インターンシップ
障害者枠と一般就職

↓

どのような方向性で就職活動を行うのかを決定する

↓

就職活動支援
(履歴書、ES、みだしなみ、面接練習など)

38

今後の発達障害学生支援

- 対象の範囲
- 公平性/合理性の評価
- 根拠資料の有無
- ニーズベースの合理的配慮

- 二次障害の予防
- 就労支援(関係機関との連携など)
- 定着支援に向けて大学が出来ること

39

PEPNet-Japan 平成 27 年度地域ネットワーク形成支援事業

活動報告と今後について

報告：横山正見氏（沖縄大学学生支援課）

■概要報告

活動報告は沖縄大学学生支援課の横山正見氏から「沖縄地域の取り組みから見えてくるもの」というタイトルで報告された。まず、ネットワーク形成の経緯として、沖縄県内大学の障害学生支援訪問の概要が示された。障害学生が増加していること、国公立大学と私立大学の特徴、大学の意識の変化などから大学間の協力・連携、横のつながりの必要性があると考察された。そして PEPNet-Japan 地域ネットワーク形成支援事業が説明され、沖縄県内での情報交換会の様子が紹介された。そして、まとめでは合理的配慮の理解啓発のための価値観の転換、支援者を支援する横のつながり、大学単位にとどまらない沖縄全体での学生支援コミュニティ形成、県外との連携などが必要であると結論された。今後はメーリングリストの運用や勉強会・交流会の検討、地域とのつながりなど「沖縄モデル」の試みが提言された。

報告者：古川卓（琉球大学 障がい学生支援室副室長）

■ 報告資料

平成27年度地域ネットワーク形成支援事業
活動報告と今後について

沖縄地域の取り組みから見えるもの

沖縄大学 障がい学生支援コーディネーター
横山正見

ネットワーク形成の経緯

・2015年2、3月 沖縄県内大学の障がい学生支援訪問(9大学)

- 「どう取り組んだらいいか」
- 「在籍が途切れると継続に課題」
- 「障がい学生の増加、支援学生の不足」
- 「研修参加が容易でない」
- 「実績のある大学の実践を知りたい」

→障がい学生支援への意識と具体的な取組みの課題

県内大学訪問



名桜大学(2015年2月)



キリスト教学院大学・短期大学
(2015年2月)

訪問のまとめ 各大学の状況(2015年)

沖縄県内高等専門学校・障がい学生支援状況(2015年3月)

	沖縄国際大学		沖縄大学		名桜大学		琉球大学		沖縄県立第一高等学校		沖縄県立第二高等学校		沖縄県立第三高等学校	
種別	私立	私立	私立	国公立	国公立	私立	国公立	国公立	国公立	国公立	国公立	国公立	国公立	国公立
学生数	約1800名	約2000名	約2000名	約2100名	約2100名	約2000名	約2000名	約2000名	約2000名	約2000名	約2000名	約2000名	約2000名	約2000名
対応者	コーディネーター		職員	職員	職員	職員	職員	職員						
障がい学生数	約20名	約20名		2名	2名	2名	2名	2名	2名	2名	2名	2名	2名	2名
聴覚障がい学生	2名	4名		1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名
支援学生数(登録)	約20名	約60名	約60名	約15名										
障がい学生支援コーディネーター	1名(専務)	1名(専務)	1名(専務)	1名(専務)	1名(専務)	1名(専務)	1名(専務)	1名(専務)	1名(専務)	1名(専務)	1名(専務)	1名(専務)	1名(専務)	1名(専務)
支援活動経費	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
支援障がい学生専用教室	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
専任の職員による連携	あり													

出典: 横山 2015年 「沖縄県内高等専門学校における障がい学生支援の現状と課題」『沖縄大学地域研究』 地域研究 No. 19

参考 各大学の状況(2007年)

沖縄県内高等専門学校・障がい学生支援状況(2007年1月 * 琉球大学は2004年度)

	沖縄国際大学		沖縄大学		名桜大学		琉球大学	
種別	私立	私立	私立	私立	私立	国公立	国公立	国公立
聴覚障がい学生数	2005年度 2名	2002年度 4名	2005年度 2名	2005年度 2名	1999年度 1名			
支援学生数(登録)	約20名	約60名	約60名	約26名				
障がい学生支援コーディネーター	1名(専務)	1名(専務)	1名(専務)	1(学生)				
報酬		図書カード	図書カード	現金	通称経費			
支援障がい学生専用教室		あり						
支援の拠点を有する場所								

出典: 横山 2007年 「沖縄県内高等専門学校における聴覚障がい学生支援の現状と課題」『2004年度沖縄大学地域研究』 地域研究 No. 19

訪問のまとめ

- ・障がい・聴覚障がい学生の増加
- ・在籍に偏り 国公立 < 私立
- ・組織整備の意識 国公立 > 私立
- ・大学の意識の変化
- ・コーディネーターは兼務、1名

→協力・連携、横のつながりの必要性

PEPNet-Japan地域ネットワーク形成支援事業

- 各地域の聴覚障がい学生支援のネットワーク形成を支援
 - 毎年1地域（愛知、北海道、京都、東北等）
 - 27年度(2015年度)は沖縄地域(主幹校 沖縄大学)
 - 8月 情報交換会(沖縄国際大学) 5大学17名
ネットワーク形成について
 - 11月 情報交換会(名城大学) 5大学15名
障害者差別解消法について
- ボトムアップを目指す

情報交換会



第1回 沖縄国際大学(8月)



第2回 名城大学(11月)

まとめ

- 合理的配慮についての理解啓発
 - 価値観の転換
- 研修、勉強の重要性
- 横のつながり
 - 支援者の支援者の存在
- 聴覚障がい・障がい学生支援はコミュニティ形成
 - 学内、沖縄全体での支援活動
- PEPNet-Japan の役割の大きさ
 - 県外と県内の連携

これから

- メールングリストの運用
 - 県内の情報交換、全国の情報
 - 勉強会・交流会の検討
 - 教職員の連携、学生の連携など
 - 地域とのつながり
 - 手話通訳、点訳、ヘルパー等
- 「沖縄モデル」の試みへ

懇親会

■概要報告

懇親会は県内大学教職員、学生、聴覚障がい卒業生、合わせて約 50 名が参加した。

メイン企画は 1988 年～2014 年までの聴覚障がい卒業生 7 名によるリレートークである。30 年前は情報保障が全くない状況だったが、15 年前に外部から通訳者が入るようになった。その後学内体制が整備され、教育実習等での情報保障も始まり、現在は卒業生がコーディネーターとして活躍していることが話された。各人の大学生活から沖縄の聴覚障がい学生支援の歴史が見えるものだった。まさに人に歴史ありである。

更に、各大学のリレートークでは元応援団長のエールがあり、「これからしっかり取り組みます」と心強いお言葉も聴かれた。沖縄の大学同士、そして過去と現在がつながったなあと感じるひと時だった。

心地よい感動とともに、「ここに沖縄あり」の懇親会となった。

報告者：横山正見（沖縄大学 学生支援課 障がい学生支援コーディネーター）



◀アイスブレイク「バースデーリング」

（音声も手話も使わずにコミュニケーションを取って、全員が誕生日順にならぶというゲーム。一人も順序を間違えることなく、1月1日から順に並ぶことができました。）



▲メイン企画 卒業生によるリレートーク



▲歓談中の様子

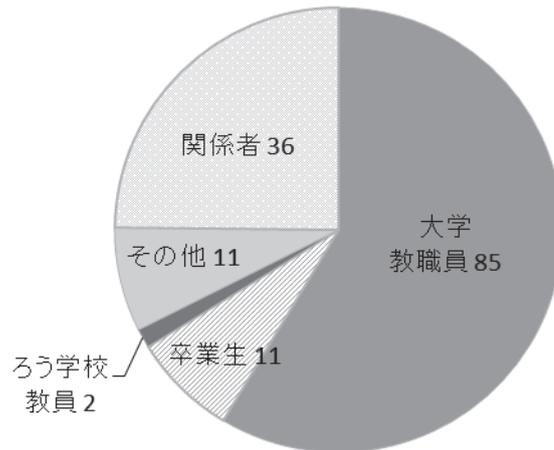
参加者の声

【研修会の参加者について】

全参加者 140 名

一般参加 104 名（大学教職員 85 名、ろう学校教員 2 名、卒業生 6 名、その他 11 名）

関係者 36 名（講師 4 名、スタッフ 9 名、協力学生 12 名、情報保障者 11 名）



【参加者アンケート結果】

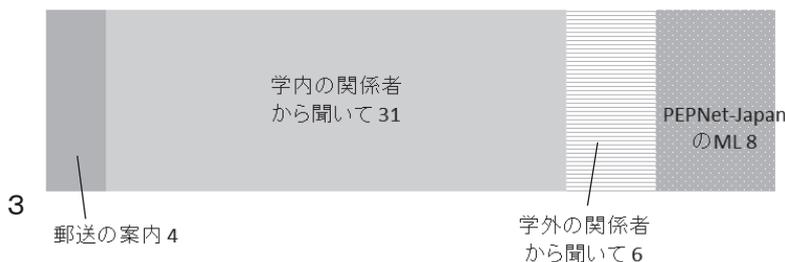
1. アンケート回答者属性（N=46、回収率 44.2%）

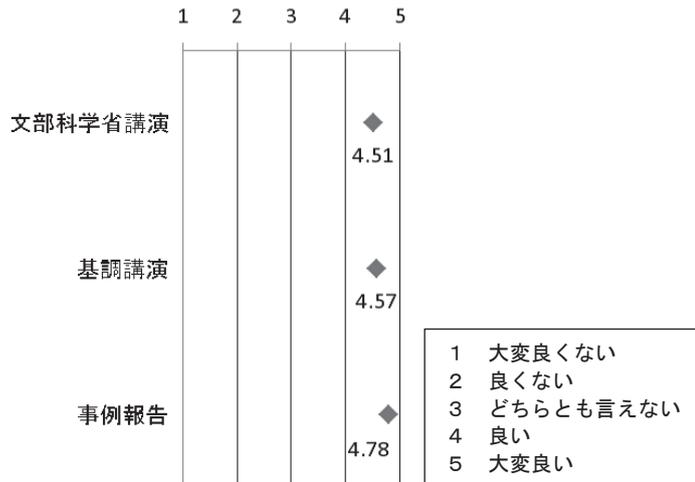
- ・大学職員 20 名
- ・大学教員 18 名
- ・その他 8 名



2. 研修会を知ったきっかけ（複数回答可）

- ・事務局からの郵送案内を見て 4 件
- ・学内の関係者から聞いて 31 件
- ・他の大学の関係者から聞いて 6 件
- ・PEPNet-Japan のメーリングリストを見て 8 件





4. 意見・感想（抜粋）

- ・東先生の「法律で定められているから配慮するというのは、本当の意味の理解ではない」という言葉は、全くその通りだと思いました。法律で定められているからではなく配慮が必要な人がいるからという想いで、様々な配慮が成される社会が来る事を望みます。
- ・障害学生の支援を事務職員1人で担うのは無理があると思いました。大学の障害学生支援センターの設置及び強化が必要であると思います。
- ・とてもよかったです。はげみになりました。今は、個別対応でやっていますが、共通理解があれば、もっと良くなると思いました。
- ・それぞれの大学で独自に行われた支援内容を提供しあい、よりよい支援に向けて話しあえると、とてもいいと思います。
- ・事例を交えてのお話で、非常に参考になりました。合理的配慮の不提供＝差別という部分をしっかり周知しなければ、知らずに差別している事になりかねないと思います。十分な周知が必要だと感じました。
- ・発達障害について興味があったため、今回の研修でお話が聞けて大変良かったと感じました。合理的配慮という考えは難しいと感じました。
- ・県内ネットワークの存在は心強いと思います。
- ・合理的配慮が健常者に対して行われている場合、当たり前として受け取られているとの考えにハッとさせられた。
- ・1つの大学の中では、提供できる支援内容や技術に限りがあることを感じておりました。支援現場のノウハウを交換しあう場を続けて作っていくことができれば幸いです。
- ・一度の研修では理解しきれないほど、様々な事例があると分かりました。本当にたくさんの方の個性が豊かに共存しているのが本当の現実の姿だと思いました。
- ・障害者差別解消法や発達障害学生の支援など、特色ある講演がきけた事に感謝。時代と共に支援のあり方も変化していくと思うので、当事者学生の主体性を損なうことなく、学生支援の「沖縄モデル」を全国に発信して行ってほしいです。

5. 今後、県内で開催してほしい企画（（ ）内は回答数）

- ・ 大学間の意見交換会・情報交換会・勉強会（6）
- ・ 事例研究会（4）
- ・ 支援学生向けの研修会や交流会（3）
- ・ 当事者を含めた勉強会（2）
- ・ 県外から専門家を招いての研修会（2）
- ・ 担当者レベルだけでなく、大学の教職員全体への周知ができる企画（2）
- ・ 障害学生の就職支援についての勉強会
- ・ 支援を利用している学生が大学を越えてつながりの持てる交流会など
- ・ 補聴機器の学習会
- ・ 障害のある小中高生との交流（親も含めて）。未来に対するイメージを持ち、目標がつけられるような企画
- ・ 聴覚障害のある社会人との交流会

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク(PEPNet-Japan)

地域ネットワーク形成支援事業について

事業概要

各地域のニーズに応じて、当該地域で障害学生支援を行っている大学等の連携体制を構築し、より密なネットワーク形成に向けたサポートを行います。各地域において聴覚障害学生支援の拠点となり得る大学・機関を中心とし、研修会の開催に向けて近隣の大学と共同作業しながら、大学同士の連携可能性について協議する機会を提供しています。

こうした取り組みを経て、大学間、担当者間の新たなネットワークの構築や、既存のネットワークの活性化を図っています。



これまでの取り組み

平成 24 年度

◎東北地区

10月13～14日 聴覚障害学生エンパワメント研修会

主催：宮城教育大学、みやぎDSC

共催：東北福祉大学

◎近畿地区

2月22日 障害学生支援教職員研修会

主催：同志社大学

共催：関西学院大学総合支援センター、
関西大学学事局授業支援グループ、
立命館大学障害学生支援室
大阪教育大学障がい学生修学支援ルーム、
大阪大学学生支援ステーション障害学生支援ユニット



平成 25 年度

◎北海道地区

2月14～15日 聴覚障害学生エンパワメント研修会

主催：札幌学院大学

協力：北海道大学、北星学園大学、北海道情報大学、
公益社団法人 北海道ろうあ連盟、
公益社団法人 札幌聴覚障害者協会



平成 26 年度

◎東海地区

2月21日 東海地区障害学生支援担当教職員研修会

主催：愛知教育大学

協力：日本福祉大学、名古屋大学、三重大学、名城大学、
中部学院大学



平成 27 年度

◎沖縄地区

8月11日・11月6日 沖縄地区障害学生支援担当者情報交換会

参加大学：沖縄大学、沖縄国際大学、琉球大学、名桜大学
沖縄科学技術大学院大学、沖縄県立芸術大学

2月19日 沖縄地区障害学生支援教職員研修会

主催：沖縄大学

共催：琉球大学、沖縄国際大学、名桜大学



おわりに

1年前、僕と相棒の平良さん、時に学生も連れて県内大学の障がい学生支援関係者を訪ね歩いた。どの大学にも心ある方がいらっしゃり、県内大学で横のつながりがつくれたら、もっといい活動になるだろうなあと思ったのである。

一方で沖縄大学の障がい学生支援は10年を迎え、円熟期に差し掛かっていた。新たな方向性を見つける時期にあると感じていた。

ちょうどその頃、沖縄大学がPEPNet-Japanの連携校に加入したこともあり、地域連携事業のことを知った。これは沖縄のためにある事業ではないか、とも思ってしまった。早速申請書を提出し、採択していただいた。

ただ、この申請書に書いたことは、ずっと心に引っかかっていた。「(沖縄に)社会的な役割を担っている聴覚障がい者が少なく、云々」と書いてしまったのである。

誤りをはっきり自覚したのは2月19日の研修会の懇親会の時である。この30年間に県内大学で学んだ聴こえない学生がリレートークをしたのだが、どの方のお話も心に浸みるものであり、かつての聴こえない学生は、沖縄の各分野のキーパーソンとして活躍していることを痛感するものであった。大反省であった。

そして、打ち上げて東先生が「これからは我々当事者が動いていかないといけないよ、あなたがつくるのだよ」と平良さんに熱く語っている姿が印象的であった。こうやって先輩から後輩へバトンが引き継がれてきたのだなあ、と感じたのである。それとともに、コーディネーターとしての僕の役割や関わり方も考えさせられた。

この間、情報交換会、研修会、懇親会など様々な集まりを持ったが、どの企画に関わっても、皆何かを考えたのではないだろうか。聴こえない人も運営メンバーとして進められたことも良かった。そして、4月からは差別解消法も始まる。新たな局面だが、各大学が地道な取り組みを進めることに変わりはない。時に学内で理解が得られないこともあるだろう。しかし、県内、県外それぞれに仲間がいることは大きな支えになる。

横の力を信じて、もっと皆さんと色々出来そうだなあ、となったところで1年間の取り組みはひとまずの区切りとなった。また皆さんと勉強し交流できる時を楽しみにしています。

末筆になりましたが、PEPNet-Japan事務局の皆さまには大変お世話になりました。心ある方々が、沖縄の良さを引き出し育てて下さったと思っています。本当にありがとうございます。いつか僕もそんな仕事出来るように、と念じております。

横山正見 (沖縄大学 学生支援課 障がい学生支援コーディネーター)

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）

平成 27 年度地域ネットワーク形成支援事業 研修会実行委員

島村聡 沖縄大学 人文学部 准教授
國吉正人 沖縄大学 学生支援課 課長
金城慎介 沖縄大学 学生支援課
知念美香 沖縄国際大学 福祉・ボランティア支援室 コーディネーター
内原厚志 琉球大学 学生部学生課 課長代理
式田翠 琉球大学 学生部学生課 企画係
高橋正大 名桜大学 学生課

PEPNet-Japan 事務局

中島亜紀子 筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター 助手
萩原 彩子 筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター 助手
白澤 麻弓 筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター 准教授

（所属・肩書は平成 27 年度当時）

沖縄地区障害学生支援教職員研修会 報告書

発行：国立大学法人 筑波技術大学



制作協力：沖縄大学
国立大学法人 琉球大学
沖縄国際大学
名桜大学

編集：日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan 事務局）
中島亜紀子・萩原彩子

発行日：平成 28 年 8 月 31 日

ISBN：978-4-905362-15-9

※本事業は、筑波技術大学「聴覚障害学生支援・大学間コラボレーションスキーム構築事業」の活動の一部です。

表紙デザイン：藤本彩加（筑波技術大学産業技術学部総合デザイン学科 学生）

ISBN : 978-4-905362-15-9

